

平成 26 年 12 月 18 日

◎上田委員長 ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。（10 時 00 分開会）

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、なお、委員長報告の取りまとめについては、22 日、月曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

それでは、お諮りします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎上田委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにします。なお、補正予算のうち人件費の説明は、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思ひますので、御了承願ひます。

《労働委員会事務局》

◎上田委員長 それでは、最初に、労働委員会事務局について行ひます。議案について、事務局長の説明を求めます。

◎片岡労働委員会事務局長 労働委員会事務局の 12 月補正予算につきまして説明させていただきます。②議案説明書の 187 ページをお開きください。今回の補正は、人件費 690 万 9,000 円の増額をお願いするものです。補正の主な理由といたしましては、今議会に提案しております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例の改正に伴うもの、また、4 月の人事異動による職員構成の変動や時間外手当の増額、共済費負担率の変更によるものです。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

◎上田委員長 質疑を行ひます。

（なし）

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、労働委員会事務局を終わります。

《商工労働部》

◎上田委員長 次に、商工労働部について行ひます。それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行ひたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎原田商工労働部長 商工労働部の提出議案と報告事項について、その概要を御説明いたします。初めに、補正予算について、資料番号②議案説明書 78 ページをお願いいたします。一般会計で商工労働部の合計の欄ですが、補正額の 1,145 万 4,000 円の増額をお願いして

おります。全て人件費でございまして、私のほうから一括して御説明申し上げます。今回補正が必要となりました主な理由ですが、今議会に上程されております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させて計上させていただいたこと、また職員の新陳代謝、異動等によるものです。

次に、条例その他議案について御説明をいたします。資料番号③の46ページ、47ページをお願いします。関連して同時にお願いをしているものですが、県有財産（機械設備）の取得に関する議案2件です。これは産業振興計画のバージョンアップということで、紙産業のさらなる振興を前面に押し出しておりますけれども、それに関しまして、紙産業技術センターに整備する機械設備の取得に関する議案です。9月県議会におきまして補正予算を認めていただいております、契約に係るものです。詳細は、この後、担当課長のほうから御紹介をさせていただきます。

次に、報告事項です。これは、毎議会、毎委員会ごとに行わせていただいておりますが、雇用労働政策課のほうから、いわゆる緊急雇用の基金事業の現在の状況につきまして、この後、担当課長のほうから御報告させていただきます。

最後に、主な審議会の内容についてですが、商工労働部の報告事項の資料の7ページをお願いします。平成26年度の主な審議会の状況、前議会以降の状況ですが、その資料をごらんいただきたいと思っております。経営支援課で所管をしております大規模小売店舗立地審議会、これは11月14日に開催しております、審議項目につきましては3件です。それぞれ届け出の店舗新設について、交通騒音など周辺地域に配慮すべき事項につきまして、審議会のほうで特に意見はないという答申をいただいております。

以上で、私からの総括説明を終わります。

◎上田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈新産業推進課〉

◎上田委員長 まず、新産業推進課の説明を求めます。

◎森新産業推進課長 「県有財産（機械設備）の取得に関する議案」について、御説明させていただきます。資料番号③の46ページをお開きください。提案しております議案は第34号議案、多目的不織布製造装置ウォータージェット裏打ちユニット一式と、47ページの第35号議案、熱カレンダー装置一式の取得に関する議案2件です。今回取得する機械設備は、さきに部長から説明のありましたとおり、紙産業のさらなる振興に取り組むため、紙産業技術センターに整備をするものです。企業からのニーズが高く、今後の製品開発などに必要となる機械設備のうち、オーダーメイドするために発注から納品まで相当の期間を要するものにつきまして、さきの9月県議会におきまして、予算を御承認いただいたものです。

次に資料番号④議案説明書の10ページをお開きください。1件目が不織布裏打ちユニ

ット、2件目が熱カレンダー装置の買い入れに係るもので、いずれも記載しておりますと
おり、予定価格が7,000万円以上であり、7,000万円以上の財産の取得には、地方自治法
及び高知県財産条例の規定により、議会の議決が必要となっていますので、本議会での議
決をお願いするものです。

次に、議案補足説明資料の赤のインデックス、新産業推進課のページをお開きください。
こちらのほうで詳細を少し御説明させていただきます。まず、多目的不織布製造装置ウォ
ータージェット裏打ちユニットについては、調達契約に係る予定価格が2,700万円を超え
るため、政府調達に関する協定に基づく手続を行いました。10月7日に入札公告、11月
19日に一般競争入札を行いまして、入札参加者は1社でした。税抜きの予定価格1億2,740
万円に対しまして、入札価格1億1,800万円で、愛媛県の川之江造機株式会社が落札をい
たしました。予定価格に対する落札率は92.6%となっています。契約金額は消費税込みで
1億2,744万円、納入期限は来年の9月末を予定しております。この裏打ちユニットにつ
いては、現在、紙産業技術センターに設置している不織布製造装置に改良を加えるもので
すが、この装置そのものがオーダーメイド生産されていることから、予算額などを決定す
るために事前に徴収する参考見積書は、装置を製造した企業1社からしか徴収できません
でした。そのため、見積もり内容の妥当性を確認する必要があると考えて、高い技術力や
専門知識を有するとともに、大手企業などの技術顧問をされており、長年にわたって製紙
関連設備の設計や製造、導入に携わった豊富な実績を持つ外部の専門技術者に相談をしま
した。その結果、今回徴収した見積もりの内容は、これまで全国各地の製紙企業に導入さ
れた設備の性能、価格と比較をして妥当性のある内容であることを確認いたしました。

また、入札に当たりましては、現在の設備を製造した企業以外にも入札に参加していた
だいて、できるだけ公平性、競争性を確保したいと考えまして、設計図の開示、実際の設
備の見学、寸法の計測などを希望する企業には、柔軟に対応することとしておりましたが、
結果的に他社からの問い合わせはなく、1社のみが入札となったものです。なお、物品を
購入する場合の一般競争入札の取り扱いにつきましては、地方自治法及び高知県契約規則、
その他法令定めるもののほか、県の物品購入等一般競争入札心得の規定で、1社でも一般
競争入札は実施することとされておりますので、適切に行ったものです。

次に、熱カレンダーについても同様に、政府調達に関する協定に基づく手続を行いまし
た。10月7日に入札公告、11月19日に一般競争入札を実施しまして、入札参加者は5社
でした。税抜きの予定価格1億2,780万9,000円に対しまして、入札価格1億1,700万円
で愛媛県の川之江造機株式会社が落札をいたしました。予定価格に対する落札率は91.5%
となっています。契約金額は消費税込みで1億2,636万円、納入期限は来年の12月11日
を予定しております。また、さきの9月県議会におきまして、県内企業で製造できる可能
性はあるのか、と御質問がありましたが、今回入札した機械設備は、製造に関する高度な

ノウハウが必要であり、入札に参加できる可能性のある県内企業が非常に限られたことなどから、残念ながら県内企業の参加はありませんでした。今後とも入札情報の提供に努めるなど、県内での受注にも引き続き配慮してまいります。

最後に、それぞれの機械設備の概要を御説明させていただきます。不織布裏打ちユニットは、現在、設置している機器に改良を加えるものですが、不織布を成形するためのウォータージェットが片面打ちのところを両面打ちにし、県内企業の製造実機と同様の仕様にするすることで、試作で得られたデータなどを製品製造にも反映しやすくすること。また、回転式ウォータージェットを新たに導入いたしまして、水圧による接着跡の消去を目指すことで、製品の品質及び価値の向上をさせること。それから、給水ロールを新たに導入いたしまして、これまで以上にやわらかい不織布の製造を可能とすることで、より付加価値の高い不織布製品の開発に取り組むものです。

熱カレンダーは、2種類のシートを金属ロールに挟んで熱圧着することにより新たな機能性を持ったシートを開発するなど、複合化技術によって新たな製品開発に取り組むものです。また、あわせまして、金属ロールを樹脂ロールと交換できる機能を付加することにより、和紙などの素材感を生かした高機能紙の開発にも取り組んでまいります。

以上で、議案の説明とさせていただきます。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

◎武石委員 客観的な視点で、適正な機器の選定ができたと思いますので、今後さらにこの能力を生かし、県の紙産業の振興に努めていただきたいと思いますし、また導入後には、来年の話になりますが、その状況について委員会に御報告していただけたらと思います。

それと、県内企業にできるだけという思いも、今の課長の説明から伝わってきましたが、やっぱりそこが大事なポイントになると思います。技術力がおくれているから、どうしても県外に頼らざるを得ないというようなことが、高知県では見られます。北川村のユズ工場でも、搾汁の機械は広島県産であるし、それからユズ胡椒をつくる時に、青ユズの皮をはぐ機械、干しガキをつくる時に皮をむく機械なども、多分、山梨県産じゃなかったかなと思うんですけど。ものづくりの地産地消と言いながら、そこに高知県の企業が追いつけていないということはやっぱりあります。今回の機械は我々も認めますので、今後、製紙会社が「こういう機械を我が社で導入しよう」ということになっていくと思うので、そのときにはぜひ高知県産の機械を入れるよう、啓蒙活動もやっていただくようお願いいたします。

◎原田商工労働部長 きちっと受けとめさせていただきます。委員の御指摘がありました。県では今、ものづくりの地産地消を全力を挙げて進めておりますが、今回の一連の手続のなかで、なお、その意を強くしたところです。今の時点では非常に残念であります。事業体にも十分力はありますし、いろんなところとコラボレーションすることなどにより、

できるだけ早期に、こういう機械をつくれる環境をつくっていきたいと思っております。

◎米田委員 県内企業への受注の機会に努力、配慮されたと思うんですが、実際に新しいものづくりということになると一定時間がかかりますので、それぞれの分野の新たな技術開発はできるだけ、中長期的に見ないといけませんよね。だから、今後も行政上の視野を持って、ものづくりの地産地消が実際に進むように、連携や取り組みをぜひ強化してもらいたいと思います。

◎原田商工労働部長 具体的な進め方としましては、今議会でも少し答弁させていただいたんですが、いわゆる、ものをつくりたい方と、その機械をつくれる企業の方のマッチングを今、全力を挙げて進めております。今回も、県外で調達されてるという実態もありますので、そういったニーズの把握を、工業会等も含めた業界と結んで、プロジェクト等で、きちっとやっていくこと。それから、試作品などにも補助の制度を設けました。新たなものをつくるには費用がかかってできないということもあるので、そういった試作品についても支援をし、つくっていただくといった大きな2つの流れで進めさせていただきたいと思っております。さらに強化をしていきたいと思っております。

◎樋口委員 関連ですが、もっと早くこの情報を地元企業に伝えることができたら対処できてたんじゃないですか。そこらあたりどうお考えですか。

◎森新産業推進課長 今回の機械につきましては、不織布製造装置のほうは、県内企業でこれまでつくった実績がないので、やっぱりちょっと難しかったなと率直に思います。ただ一方で、熱カレンダーのほうは、さきの9月の委員会でも少し報告させていただきましたが、情報を集める中で県内企業でも一定の製造ノウハウを持っている企業があると思っておりましたので、県内企業からも見積書を徴収しておりました。したがって、熱カレンダーのほうはかなり可能性があったと思っております。やっぱり、製紙企業の機器というのは、年間に次々と注文が出るものではないので、それができる技術力というのは相当なスパンがかかると思っていますので、ただ全体を仕上げられなくても、例えば機械に組み込む部品の部分を県内企業で開発をすとか、さまざまな工夫をしながらまた今後取り組んでいきたいと思っております。

◎樋口委員 それはわかっているんです。私が聞きたいのは、もっと早く情報を県内企業側に伝えてたら対処できたのではないか。金の問題じゃなくて、時間的な問題じゃないのかということですか。

◎森新産業推進課長 熱カレンダーについては、県内企業でも十分入札に参加していただける状況であったと今回は思っています。ただ、最終的に企業のいろんな事情で入札の参加がなかったと。

◎樋口委員 私が聞きたいのは、もっと早く情報を伝えてたら、県内企業でも対処できる時間的余裕があったんじゃないか、ということだけです。

◎森新産業推進課長 今回の熱カレンダーにつきましては、そういった時間的な部分ではない要素だと思っております。

◎樋口委員 それでは、対処できる能力と時間的余裕はあったということですね。

◎森新産業推進課長 情報を出す時間的な問題はなかったと思っています。

◎樋口委員 対処できる能力があるんだったら、公平な入札といえども、いろんな手法があると思うんです。例えば、別枠の開発費とか、昭和30年代に日本の通商産業省が自動車開発でやったような手法もあるわけですよ。国が支援をすることによって自動車産業が伸びたでしょう。それについて当時でも、めちゃくちゃ激しいやり方だという批判もあったんですが、それで日本の工業、自動車産業が栄えたということがあるんですから。やはり本当にこれから地場の工業界を栄えさせようと思ったら、大胆なことをやらなければ無理ですよ。それを私は言いたいんです。そこを今後、頭に入れておいてほしいと思います。

また、皆さんがそこまで金を入れるのは、県内の工業出荷額を上げてもらいたい、県民所得を上げてもらいたいということですよ。つまり、高知県は農業立県とも言われるんですが、農業立県の限界が大分見えてきたわけですね。やはり相当、工業的な部分を伸ばしていかないと高知県の所得は上がらないと思ってるんです。そういう意味で、工業団地、企業団地が県の支援でどんどんできてくるんですが、地域的に偏った部分があると思うんです。例えば、手結山トンネルから向こうでは、工業団地を県とともにやらないところが結果的に非常に多いと思うわけです。香我美町は以前からやってるんですが、私の地元の安芸市は、以前から、工業団地をつくるよう県から相当勧められたんですが、まだ全然乗ってないんです。そこらあたりは、ただ地元の市町村の判断だけじゃなく、県がもっと思い切ってリードしてやらないと、そういう部分がわからない市町村も中にはあると思うし、首長がわかっても議会がわからないとか、いろいろなことがあると思うんです。それから、そんな工業団地をつくっても企業なんか来るわけがないという思い込みもあったりして、なかなか地域の所得が上がらないと。そういう意味で、もっと県がリーダーシップを持って、半額出すんだからやるべきじゃないかと思うことが1つと、2点目は、やはり県の補助金をもらって工業立地調査をしたところに対しては、もっと具体的な行動を県がすべきじゃないかと思うんですが、その2点をお願いします。

◎広田企業立地推進監 工業団地につきましては、今、南国市と高知市一宮のほうでやっております。ほかの地区につきましては、例えば、お話のありました安芸市のほうですと、以前に調査をさせていただきました。その調査をもとに、市のほうともお話しして、地元の方々が御理解いただけるのであれば、我々としては進めたいので、一緒にどうですかというお話をさせていただいております。そうした中で、市独自のアンケート調査結果で、複数の企業の希望もあるというお話もありました。それで、そういった中で、県も半分出すわけですので、やれるのであれば一緒にやりませんかと投げているんですけど、今のと

ころ、十分な協議を詰めていかないと、すぐにやるというところまでは至っておりません。これからも十分、地元と一緒に話ししながら進めていくことになるかと思えます。

◎樋口委員 だから、そこはわかるんですが、県も半額、金を出して、それで調査をしておると。もう2年たって、もう3年目に入ろうとしてるんですね。つまり、調査はしたもののつくる気がないという市町村も中にはあるわけですね。そういうところを県はどのように判断するかです。確かに事業主体が地元市町村だから、地元市町村の判断は重要だけど、高知県全体の発展から考えたら、やはりもう一段県が入っていくべきじゃないかと思ってるわけです。例えば、津波避難タワーも実質的には全額、国と県が出してくれるから市町村負担は要らないんですが、物すごいばらつきがあるんですね。要らないというところと要るというところが。しかし、県民の命を守るためだったら、事業主体が市町村でも放置はできないでしょう。わかりにくい人にはもっと説得しなきゃ。津波避難タワーについても、市町村がそんなもの要らんと言ったら、そのまま県が放置できるんですか。県民の命でしょう。そういう意味で、県民の生活を上げるためには、やはり県がもっと力を込めて、あなた方の市町村の所得を上げて、生活を豊かにするために、これは地域の発展に必要ですよと説得すべきですが、どれくらいしていますか。

◎広田企業立地推進監 調査の結果を受けて、例えば、地元の地主の問題、周辺の環境、排水とか、開発に向けてのいろんな問題はもちろんあります。それから、利用できる土地の面積とか、そういうものもあります。こういったことは地元の方が協力してくれないとできませんので、「そういったものを整理した上で取り組んでみませんか」というのを、これから、また市のほうには繰り返しお話し、相談することになろうかと思えます。

◎原田商工労働部長 県の基本姿勢というのは、やはり企業に強くなってもらう、それからできるだけ来ていただくといったことで雇用をふやす、経済活動を活性化するというのが目的ですので、市町村の首長も同じ思いであると思えます。ただ、個々の事情で進む進まないというのは事実あるわけで、今おっしゃった基本的なところはぜひ一緒にやりましょうということで、我々もこれからも市町村と一緒に考えていくという姿勢は変わりませんので、個別に各市町村とはぜひそういう思いを持って説明させていただきたいと思えます。

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、商工労働部の議案を終わります。

〈雇用労働政策課〉

◎上田委員長 続いて、商工労働部から1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。「あつたか高知・雇用創出プラン」の執行状況について、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎近澤雇用労働政策課長 お手元の商工労働部報告事項の赤の雇用労働政策課のインデッ

クスをお開きください。ふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用して実施しております、あったか高知・雇用創出プランの全体計画の状況、及び、この9月から11月の追加計画の状況について、御報告させていただきます。

まず、1ページ目をお願いいたします。ふるさと、緊急の両基金事業の総括表となっております。表の上の部分のふるさと雇用再生特別基金事業については、平成24年9月で事業を終了しており、説明のほうは省略させていただきます。下の表のほうをごらんください。平成26年12月1日現在の緊急雇用創出臨時特例基金事業です。表の一番下の合計欄の県、市町村合計をごらんください。平成27年度の事業計画を含めて、事業件数が3,343件、新規雇用1万3,711人、事業費164億円弱となっております。基金総額については、左端の枠の中をごらんください。総額が167億円余りとなっております、このうち、一番下の地域人づくり事業の16億1,470万円が現在活用可能な基金となっております。地域人づくり事業計画額については表の右端、下の部分をごらんください。平成26年度で事業件数122件、新規雇用346人、事業費7億8,000万円余り、平成27年度で事業数75件、新規雇用101人、事業費2億5,000万円余り、合わせて10億3,000万円余りの事業計画となっております。この表には載せておりませんが、12月以降に70件、新規雇用33人、2億6,000万円余りの計画を見込んでおり、合わせて約13億円の事業の実施を見込んでおります。表の左上のほうをごらんください。あったか高知・雇用創出プランの雇用目標、平成21年度から平成27年度の7年間で、1万4,800人に対しまして、ふるさと・緊急基金事業を合わせまして1万4,761人の事業計画となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。緊急雇用事業による追加の事業計画を御報告いたします。この9月から11月までの間に、地域人づくり事業で新たに採択しました事業の一覧です。9月から11月に県事業で21件、市町村事業で33件、合わせて54件、新規雇用者98人となっております。このページから4ページにわたり載せておりますので、後ほどごらんいただければと思います。地域人づくり事業につきましては、平成26年度中に開始しますと平成27年度末まで継続して事業に取り組むことができますので、テレビやラジオ、新聞などによる広報に加えまして、市町村や関係機関などとも連携して事業の周知を図ってまいりました。交付を受けました約16億円のうち、雇用拡大事業につきましては、交付額いっぱい事業計画となることが見込まれておりますが、もう1つの処遇改善事業につきましては、交付額6億5,000万円に対しまして現在約8,000万円、今後の見込み分を含めると2億6,000万円の事業計画となっております。この事業は、今年度中に事業を開始することが要件となっておりますので、現在行っております第2回目の事業公募などを通じまして、可能な限り事業の掘り起こしを進め、当該事業を有効に活用し、地域の実情に応じた多様な人づくりを支援していきたいと考えております。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わらせていただきます。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

《農業振興部》

◎上田委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎味元農業振興部長 それでは、私のほうから農業振興部の提出議案と報告事項につきまして、総括的に御説明をさせていただきます。

まず、議案ですが、平成 26 年度の一般会計補正予算、1 件です。お手元の資料②議案説明書の 90 ページをお開きください。農業振興部の補正予算の総括表をお示ししております。今回、10 億 277 万 2,000 円の増額補正をお願いしております。内訳を申し上げますと、人件費の補正額が約 6,900 万円、それ以外の補正額が、環境農業推進課で 14 億 3,000 万円余りということになっております。

それぞれ簡単に御説明をさせていただきます。

まず、人件費について、増額になっている主な課につきまして御説明をさせていただきます。95 ページをお開きください。環境農業推進課では 7,200 万円余りの人件費の増額をお願いしておりますが、当初予算計上時に全庁的に調整をしております。新陳代謝や定数減などによる人件費の増減調整に伴い、増額補正をお願いするものです。御承知のとおり、通常人件費は予算の編成時に、そのときの現員・現給で計上をしまして、その当該年度の 12 月補正で調整をする、実際の人員配置や給与の動向に応じて調整をするというルールになっております。それに加えて、いわゆる新陳代謝、職員の退職と新規採用に係る賃金の差であります。それをもとにそれぞれの職員数で案分をして、それぞれのところで調整をするというルールになっております。環境農業推進課は、職員数が多いので、補正で増額をする部分が大きくなっています。

次に、102 ページをお開きください。農業基盤課の人件費につきましては、公共事業の内示減に伴う、いわゆる事業費支弁の人件費が減額されましたので、その分を一般財源で補正をするということで、少し金額が大きくなっております。

ほかの課につきましては、先ほど申しました、現在の状況に応じて増額、減額、そういうことで調整をした金額です。

次に、人件費以外の歳出予算の補正について御説明いたします。

95 ページをもう一度お開きください。環境農業推進課が四万十町で整備を進めている次世代施設園芸団地整備に係る事業費に関して、国の経済対策による補正予算に対応できる

よう、平成 27 年度の当初予算に計上する予定であった、ハウスの本体工事などに伴うものを前倒しをして今回計上させていただくもので、一部内容の追加もあります。

次に 96 ページをお開きください。繰越明許費で、1 つ目の農業担い手育成センター整備事業費につきましては、計画調整に日時を要したため繰越手続を行うものです。2 つ目の次世代施設園芸団地整備事業費につきましては、今回補正予算で計上した予算も含め、来年度に執行することになりますので、繰越手続を行わせていただくというものです。

次に 97 ページの債務負担行為です。これも該当するのは環境農業推進課ですが、圃場整備の管理委託業務は、農業大学校などの圃場管理、学生寮の舎監業務などの 5 つの委託料に係るもので、それぞれ外部へ委託を行うものです。いずれも平成 27 年 4 月からの業務の実施に向けて、本年度中に委託契約先を決定し、事前に実施方法の打ち合わせなどを行うことで、円滑に年度当初から業務が執行できるようにということで、債務負担行為をお願いをするものでございます。

以上が、補正予算議案の概要ですが、詳細につきましては、後ほど環境農業推進課長より御説明をさせていただきます。

続きまして、報告事項につきまして御説明をいたします。

報告事項は 2 件です。詳細はまた後ほど課長から御説明をさせていただきますが、1 つ目は「果樹試験場の災害復旧工事内容の見直しについて」であります。この補正予算を御承認いただきました 9 月の委員会で、委員の皆様から「工事区分が正確でない」など、多くの御指摘をいただきました。対応が不十分なところがあり、御迷惑をおかけしましたことを、改めておわびを申し上げます。そうしたことを踏まえまして、工事に着手するに当たって、再度、現地の状況を確認し、設計の見直しを行いました。その結果を御報告をさせていただきます。

2 つ目が「農業技術センター山間試験室の廃止について」であります。大豊町にある農業技術センター山間試験室は、昭和 41 年に設置をされて以来、山間農業、また中山間地域の農業に関する試験研究に取り組んでまいりました。研究の成果といたしましては、例えば、米ナスの県独自品種の普及を進めるなど、山間試験室としての役割を果たしてきました。しかしながら、本県の約 80% を占める中山間地域におきましては、担い手の減少が課題となっており、農業を活性化するためには、中山間地域においても、現在進めている環境制御技術などの先進技術を導入し、収益性の高い園芸農業を推進するとともに、例えば薬草などの保管品目を組み合わせた複合経営を実現することが必要となっております。このため、本年度末をもって山間試験室の研究機能を、中山間地域も含めた意欲のある就農者や農業者などが研修をする場である農業担い手育成センターに移管をして、中山間地域に適した先進技術を確立するとともに、その技術や有望品目の普及もあわせて図っていく、強化をしていくことを考えております。また、山間試験室の跡地につきましても、中山間

地域の農業を支える、私どもが推奨している「中山間農業複合経営拠点」としての活用を、地元と一緒に計画をしております。

以上、概略を御説明をいたしました。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に、お手元の資料の「各種審議会の審議経過等について」ですが、高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会は、この期間中開催しておりませんので、今後の開催予定などを記載させていただいております。

以上、総括説明でございました。

◎上田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈環境農業推進課〉

◎上田委員長 環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 環境農業推進課の一般会計補正予算案について、御説明させていただきます。

まず、資料②議案説明書の94ページをごらんください。歳入では、国庫支出金の農業振興費補助金の協同農業普及事業交付金162万2,000円の増額補正と、次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金12億770万7,000円の増額補正をお願いするものです。

次の95ページをごらんください。歳出の人件費につきましては、先ほど部長が説明しましたので、省略いたします。

続きまして、次世代施設園芸団地整備事業費の14億3,344万6,000円について、説明させていただきます。本事業については、オランダ並みの収量を目指した園芸農業の普及を加速化するため、四万十町に高軒高ハウスや環境制御装置、集出荷施設、木質バイオマスボイラーなどを備えた次世代型施設園芸団地の整備を進めているものですが、今回補正でお願いする内容は、国で予定されている経済対策に伴う平成26年度補正に対応して、平成26年度当初に計上をしておりました平成27年度の債務負担と平成27年度当初で計上を予定しておりましたものを、平成26年度に前倒しして実施するため、今回の補正をお願いするものです。

議案に対する補足説明資料、「次世代施設園芸の整備にかかる予算について」の1ページをあわせてごらんください。この表は、左半分が平成26年度当初予算時の事業費で、右半分は12月時点の事業費を示しております。また、中ほどにある(1)が県が事業主体となる「基盤整備費」、その下にある(2)が団地に参入する農業法人等への補助金である「施設整備費」です。一番上の行にある、「県事業費及び補助金の合計」の欄をごらんください。合計額ですが、平成26年度当初予算時より12月時点では、272万9,000円の増額になっておりますが、一般財源につきましては、平成26年度当初は4億7,265万9,000円を見込んでおりましたが、12月時点では4億4,040万4,000円と、約3,200万円少なくなってお

ります。後ほど御説明しますが、これは国との計画協議の中で補助率3分の2以内、国が2分の1、県が6分の1でございますが、事業の一部が定額補助、国100%の補助の分ですけれども、この区分に変更になったことによるものです。

今回補正をお願いする14億3,344万6,000円の内訳について御説明いたします。まず、26年度12月補正時の事業費の「H26補正」欄の一番上に、申し上げた数字が出ております。内訳ですが、パイプラインや揚水機場の設置に2,870万9,000円。実施設計、ハウス、集出荷場等の施設整備に8億1,133万4,000円。環境制御装置等のリースによる整備に5億9,340万3,000円です。造成工事費のパイプラインや揚水機場の設置の事業費2,870万9,000円については、2,871万1,000円を想定しておりましたが、これも国との事業計画協議の中で端数調整を行ったことにより、今回の補正では2,000円少ない2,870万9,000円を計上しております。

実施設計、ハウス、集出荷場等の施設整備については、平成27年度債務負担の9億7,455万2,000円から8億1,133万4,000円と少なくなっておりますが、この主な理由は、同じく国との計画協議の中で、補助率3分の2以内のハウス本体などの施設整備と、補助率100%のリース事業による整備の区分を見直した結果、このハウス内に敷設するレール配管などが、3分の2補助の施設整備から100%補助のリース事業に区分変更になったことにより少なくなったものです。同じ理由で、平成27年度当初予算で計上を予定しておりました附帯施設等のリース事業につきましては、4億289万円から5億9,340万3,000円に増額して、今回の補正予算としてお願いしております。

続きまして、同じ資料の2ページをごらんください。「次世代施設園芸団地建設工事工程表」です。現在の進捗状況について、御説明いたします。基盤整備については、平成25年度補正により平成26年6月から実施設計、9月から圃場整備などを開始し、本年度、平成27年度3月に完了する予定です。また、先ほど説明しましたパイプラインや揚水機場などについては、平成27年3月に入札、7月に完了予定で進めております。下半分のハウスや集出荷場などの施設整備は、現在実施設計を行っており、平成27年2月に実施設計が完了し、建設工事は平成27年3月に入札、平成27年度中に完了、栽培開始は平成28年8月からを予定しており、おおむね順調に進捗しております。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。資料②の96ページをごらんください。農業担い手育成センター整備事業費の繰越予定額1億2,428万7,000円について御説明いたします。これは、農業担い手育成センターの本館や寮など、基本施設の修繕工事に係る設計委託465万7,000円、工事管理委託の216万円、及び修繕工事1億1,747万円の、合計1億2,428万7,000円を繰り越すものです。平成26年度は設計委託などの入札業務において不落が出るなど、農業担い手育成センターの解体工事の設計委託においても、1回目は不調となり、設計見直しを行った上で2回目に落札するなど、指名競争入札を行って

も大変厳しい状況にありました。こうした中、年度内執行に努めてまいりましたが、大臣認定が必要なCLT工法による長期研修生用の宿泊施設の設計委託や、次世代施設園芸団地の整備予定地にある宿舍等の解体工事など、緊急性の高い業務を優先した結果、既存施設の修繕工事は平成27年度に繰り越すこととなりました。なお、平成27年度に繰り越した場合でも、平成28年4月に予定しておりますフルスペックでの本格スタートには間に合うものと判断しております。

次に、次世代施設園芸団地整備事業費の繰越予定額、20億7,519万7,000円について御説明いたします。補足説明資料の「次世代施設園芸団地の整備にかかる予算について」の1ページ目の表をごらんください。パイプライン、揚水機場等については、平成27年3月に着工、7月に完了予定であるため、平成26年度当初の347万円と平成26年度補正分2,870万9,000円を合わせた3,217万9,000円を平成27年度に繰り越しいたします。下段にある施設整備については、平成26年度当初6億5,690万1,000円と平成26年度補正の1億1,133万4,000円及びリース事業分5億9,340万3,000円の合計額から平成26年度で事業が完了する施設、実施設計の事業費を除いた20億4,301万8,000円を平成27年度に繰り越しいたします。

続きまして、債務負担行為の御説明をいたします。②議案説明書の97ページをごらんください。事業ごとに説明させていただきます。まず、「ほ場管理業務等委託料」は、いの町にある農業大学の圃場管理や学生寮の寮監業務などを外部委託しようとするものです。具体的には、圃場の準備から育苗・定植、病虫害防除、収穫・出荷作業など一連の業務と、学生寮での点呼や警備、生活指導などです。債務負担の限度額は、2カ年で3,907万8,000円を予定しております。次の、「就農研修指導業務等委託料」は、四万十町にある農業担い手育成センターの研修指導や、実証展示圃の圃場管理業務などを外部委託しようとするものです。具体的には、圃場の準備から育苗・定植、病虫害防除、収穫・出荷作業などの一連の業務と、研修生の募集業務、宿泊のための生活指導業務などです。債務負担行為の限度額は、2カ年で2,301万円を予定しております。「病虫害発生状況調査委託料」は、病虫害防除所が行っている、病虫害発生予察調査の一部を外部委託しようとするものです。病虫害防除所では県内各地に設置した予察圃場で病虫害の発生状況を調査し、病虫害予察月報などにより関係機関などに情報提供しておりますが、この調査のうち、安芸、須崎、幡多の各農業振興センター管内にある、稲、柑橘類の予察圃場で病虫害の発生状況調査などを外部に委託するもので、限度額は3カ年で1,804万4,000円を予定しております。「園地除草等委託料」は、果樹試験場の圃場及び本館周辺の約6万255平方メートルの除草作業と防風垣の剪定等を外部に委託しようとするもので、債務負担行為の限度額は3カ年で3,235万2,000円を予定しております。「実験補助業務委託料」は農業技術センターの実験用器具の洗浄や実験用培地の作成、分析用試料の調整などを委託しようとするもので、限

度額は3カ年で1,674万8,000円を予定しております。

以上で、環境農業推進課に係る補正予算についての説明を終わらせていただきます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 率直に言わせていただいて、説明不足、説明不十分という実感を持っています。前回も果樹試験場のことで、もっと、きちんと資料に基づいた説明をしてくれと言ってあるにもかかわらず、この次世代施設園芸団地の説明なんですけど、これだけのビッグプロジェクトでありながら、コピーしただけの資料ですよ。これでは、全体像というか、具体的にどういう進み方をしてるのか全くわからない。金目の話をしたって、どこを前倒してやるとか、どの金を揺り動かしたとか、全体的にどこの部分が増額したのか、減額したのか、導入機器の見直しをしたのかとか、この説明だけじゃ全く見えてこないと思います。だから、やっぱりそういう資料のつくり方をしてもらって、まず全体像がどうなってるのか、全体像の中でこの部分がどうなってるのか、どういう議論を経てどういう形のものが出ていっているのか、という説明をしていただいて、それから、それに見合う金がこうですということならわかるけど、金の説明だけされても、今の説明では全くわかりません。私が持っている事業の見直しについての資料の説明も全くされてないし、それでは議会に対してどういう姿勢で臨んでるのか、疑問を抱かざるを得ないと思います。だから、率直に言って、今の説明でわかりましたとはならないので、きちんとした資料をつかって説明をしてくれませんか。

◎美島環境農業推進課長 先ほど補足説明資料の表にございますけども、全体の事業費は補足説明資料の下の段にありますけれども。

◎武石委員 いや、だからお金のことじゃなくて。きちんとした資料を提出したらどうですか。

◎笹岡農業振興副部長 武石委員の御指摘はわかりましたので、ちょっと時間をいただき、再整理してから御説明させていただきます。

◎武石委員 この資料で、説明は十分だという考え方自体がおかしいから指摘しているんですよ。もう少し、部でしっかり考えてください。議会に対する説明がどういうことなのかということ。

◎美島環境農業推進課長 わかりました。再度整理して説明したいと思います。

◎米田委員 しかし、具体的にどこがどうかという話をしないと、ただ、準備しろと言ってもいかなので、ここで議論してからのほうがいいと思いますが。

それと、説明資料3ページに全体図や、総事業費が約32億円と記載されており、県、国が21億円ぐらいを補助し、負担を持ってやるということですが、この団地推進協議会の構成員が十何億円をそれぞれ負担し合うということですよ。そういう出資はちゃんといってるのか、そこら辺のことをお聞きしたいです。

◎美島環境農業推進課長 先ほど説明しましたように、基盤整備のほうは県が事業主体でやっております。施設整備につきましては、現段階で約 31 億円かかります。このうちの 9 億 1,030 万 6,000 円が事業者負担になります。事業者というのは、有限会社四万十みはら菜園、株式会社ベストグロウ、四万十とまと株式会社の 3 社です。

◎米田委員 その 3 社で 9 億幾ら払って、高軒高ハウスをやっている見通しはあるのか、負担をする力も含めて全体的なことをお聞きしたい。

◎美島環境農業推進課長 現在の計画では、四万十みはら菜園につきましては 10 アールあたり 37 トンを目標としております。事業者によって、契約であったり契約プラス市場出荷であったり、多少販売先も違いますけれども、平均的な単価でキロ当たり 331 円を想定しており、1.4 ヘクタール当たり 1 億 6,228 万 8,000 円を想定しております。これにこの生産にかかる原価といたしまして、1 億 3,742 万円という経営試算をしております。その中で 2 年目から経常利益が出るという経営試算のもとでやっております。

◎武石委員 今の説明なんかも資料があるでしょう。言葉で言うんじゃないで。

◎米田委員 そうそう。そういうものを公開してもらいたいんです。そういう経営全体についての資料を。

◎武石委員 試算表があるのに、なぜ持っている資料を出さないんですか。

◎美島環境農業推進課長 今、大体週 1 回ぐらいのペースで事業者と実施設計等の契約業者と、うちのほうも入って施設の整備計画をいろいろ見直ししている段階です。その中で若干変更もあるということが考えられますので、今回は資料提出はまだ早いだろうという判断をしておりました。

◎武石委員 どういうことですか、それはおかしいですよ。

◎笹岡農業振興副部長 収支見通しのやつはいわゆる案的なものですけど、確定ではないにしてもそれも合わせて・・・。

◎武石委員 当然出さないといけませんよ。何を隠してるんですか。おかしいですよ。

◎樋口委員 見通しでも構わないから、黒字になる見通しの数字がないと、こんな予算認めることはできないですよ。

◎美島環境農業推進課長 わかりました。提出するようにいたします。

◎上田委員長 ちょっと整理します。各委員から指摘がありますが、要するに、約 14 億円の補正予算のきちんとした説明がなされていないということです。それで今その資料を用意できますか。

◎美島環境農業推進課長 できます。

◎上田委員長 ということでですから、整理して後に、また審議をしたいと思います。他にございませんか。

◎樋口委員 今回の議案に直接は関係ないんですが、ずっとことしになって問題になって

いるのが、後の報告事項の中にも少し出てくるんですが、ユリです。ユリの市場が非常に低くて県下のユリ農家が大変困っている、コスト割れが起きている。年末になってやっと上がってきたんですが、この長い間のコスト割れに近い状態のユリ農家に対して県はどのように認識し、どのような対処をしてきたんでしょうか。もともとユリ農家というのは大体実力者が多く、金持ち農家が多いから余り騒がないけど、みんな困っていますよ。

◎西本産地・流通支援課長 ムリの単価について御説明をしたいと思ひます。農産物の単価につきましては、需給バランスで決まるということは皆様御存じのとおりだと思ひます。またあわせまして、気象によって作柄も変わってくるということもあります。また、日本全国の中での時期的な産地のすみ分けということもありますが、ほかの産地との出荷の重なりなどもあります。

今回、ユリについての御質問がございましたが、ユリについては特にこの11月、暖地である大分県、宮崎県、徳島県、といった産地のユリと本県のユリの出荷が重なったということで単価が低くなっているという状況があります。また、品種につきましても、本県では大型のカサブランカを中心に出荷をしていますが、こういった大型の花が若干敬遠をされるといった消費の動向もあると聞いております。そういったことを踏まえまして、一定品種の見直しも今後必要だろうと考えておりますし、技術的な内容で言いますと、密植栽培であるとか、あるいは現在県で取り組んでいる、炭酸ガスを初めとした環境制御技術といったもので農家所得の向上につなげていきたいと考えております。あわせて販売促進も大事ですので、本年の1月27日に、東京のほうで花の展示商談会をやりました。ユリを主力とした商談会を東京のほうでやっており、特にユリは業務筋を中心に販売がされておりますので、新たなブライダル、葬儀、デザイナー、といったところへの売り込みを本年度も力を入れてやっていきたいと考えております。また、ユリについては、「高知県リリースファミリー」という組織が本年の8月6日に発足をいたしました。これは、ユリの出荷先は関係なく県下のユリ農家が集まって、技術の交流、販売促進の取り組みをやっていこうというもので、こういうものへの支援もしながら、ユリの今後の産地維持・強化を図っていきたくて考えています。

◎樋口委員 それはそれでわかるんですが、例えば他県は暖房ヒートポンプの大幅な補助制度があるので、高知県の温暖力という優位性が出せない、要するに、県が先行して行かないので、ユリの競合で九州に負けたわけですよ。高知はユリの先進県だから競合で負けていたらいけないんですよ。だから、ユリだけに限らず、花に対して、これから県はどのようなスタンスで行くんですか。花市場も全部落ちてますよ。これも競合が出てきて需給が落ちる、競合が出て落ちる、そして高知県の温暖な有利さがなくなっている。簡単に言うたら、ヒートポンプの100%の補助をやったらまた負けますからね。

◎西本産地・流通支援課長 他県との違いといいますか、行政の支援としてヒートポンプ

については御存じのように燃油価格高騰緊急対策事業、これでヒートポンプの導入を支援をしておりますし、また県費での上乗せをしてその支援もしてるところです。ユリについては、かなり多くの方がこういった制度の活用をされていると考えております。

◎樋口委員 私が聞きたいのは、競合する中で一歩先を行かないといけないから、それに対して、どういうことをしているかということです。

◎西本産地・流通支援課長 他県のユリ産地も伸びてきておりますが、本県は全国で第2位の産地ですので、その優位性を生かすということで、ブランド化も土佐市を中心に図っているところです。他県のユリ産地も伸びてはきておりますが、まだ高知県のほうが優位にありますので、ブランド化、品種の見直しといったものも今後のユリの産地にとっては大事な課題になると思いますので、そういうものも組み込みながら、本県のユリ産地の優位性を保っていきたいと思います。

◎樋口委員 ユリもだけど、ほかの農産物も値段がなかなか上がらず、コストが上がっているという現象があるわけです。例えば高知県を代表するナスとかピーマンも同じで、非常に難しい課題ではありますが、それらに対しては今はどのように対処していますか。

◎西本産地・流通支援課長 本県の優位な品目、全国でナンバーワンの野菜が7品目ありますが、こういったものを中心に、園芸連を通じて全国に出荷をしています。このシステムは全国に類のないものなので大事にしながら、特に本県としては、ヒートポンプなどの支援もする中で、オリジナルなものも大事にしていくといったことを考えております。「土佐鷹なす」については少し足踏み状態ではありますが、そういったものも含めて、新品種も取り組みながら本県の産地強化を図っていきたいと思っております。

◎樋口委員 私が以前から言ってるように、機能性も含めてもっと有利性をどんどん売っていかないとなかなか難しいと思いますよ。そのあたりはどのようにお考えですか。

◎西本産地・流通支援課長 機能性についても、大変有効な販売促進の手段だという認識をしております。そういう認識を持って、農業技術センターのほうでも、研究に取り組むということになっておりますし、今すぐにこれが打てるというものはありませんが、委員からお話のあったような取り組みにつきましては、県としても現在取りかかっているところですので、県全体の農産物・青果物に広げていくことで販売促進につなげていきたいと思っております。

◎武石委員 次世代施設園芸団地の件ですけど、やはり、きちんと委員会に報告をするという前提に立って説明資料をつくっていただきたい。私は地元のことなので、いろいろの経過もある程度把握をしてるつもりですが、そういうことがほかの委員に伝わっているかと。伝わる場というのはやっぱりここでしょう。この委員会でやっぱり今こうなると。それを説明した次の委員会で、ここがこう変更になったとか、こういう議論を経てこうなったとかいう経過を報告していかないといけないと思います。

委員長、さっきの環境農業推進課長の資料を出すに当たっての発言を、1回テープ起こしの指示をしていただきたいと思います。これは、議会に対する執行部の説明をする姿勢のあり方が問われる話だと思うので。テープを起こして、会派に持ち帰って協議をしないといけないし、事と次第によったら議会運営委員会で諮らないかんことになるかもわかりませんので。とにかく繰り返しになるけど、金目の説明をするんじゃなくて全体計画が具体的にどうなってるのか。金はその後の説明でいいと思うんですよ。そういう説明をこの議会でもう一回してください。この全体をコピーしただけの資料じゃなくて、種苗の育成センターが今どうなっておるのか、LPGの炭酸ガスの施用がどうなっておるのか、木質バイオマスボイラーの基数がどうなっておるのかとか、そんなことも含めて、木質バイオマスがどういうハイブリッドで加温をするつもりなのかとか、やっぱりそういう説明を委員会にしてもらいたいと思いますので、要請しておきます。

◎美島環境農業推進課長 昨年度に県段階で予算委員会のときつくった経営の資料を含めて国へ提出したものの、それから今現在のものを含めて提出するようにしたいと思います。それから、いろいろ今課題が出ましたが、育苗施設につきましては国のほうの協議の中では、当初は農業担い手育成センター内で一定・・・。

◎武石委員 いやいや、それもだから資料をちゃんと。資料に基づいて。

◎上田委員長 先ほど言いましたが、この補正予算もさることながら全体像が見えないということですので、繰り返して言いますが、その資料を整えて、再度この委員会へ説明をするように強く指摘をしておきます。

◎味元農業振興部長 まことに申しわけございません。整理をいたしまして、もう一度説明させていただく機会をいただきたいと存じます。申しわけございません。

◎上田委員長 それでは、一旦この次世代施設園芸団地に係る説明は置きまして、続いて、農業振興部から、2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

まず、「果樹試験場災害復旧工事内容の見直しについて」、環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 9月に議会で議決いただきました果樹試験場災害復旧工事につきまして、工事の着手に当たり、再度現地で詳細な調査をいたしました。9月は説明不十分で大変お手数をおかけしました。改めて、おわびいたします。その結果、工事内容の一部見直しする必要性がありましたので、今回その見直し内容について御報告させていただきます。報告資料の1ページをお願いします。まず、工区番号は補正予算で議決いただきました工事箇所について、1工区から5工区まで通し番号で整理させていただきました。なお、工区名の下に三角の囲みで示させていただいている番号は、9月議会の本委員会で説明させていただいたときの工事箇所の番号です。次に、今回工事内容を見直した点を説明

させていただきます。当初計画と見直し後を対比できるように記載しております。工事内容の見直しを行ったのは、1工区、3工区、5工区で、変更点は赤字でお示ししています。

まず1工区は、排水路工とカゴ枠工について見直しを行いました。1工区は、本工事と関連工事とに分けて記載しておりますが、本来、災害復旧とは被災を受けた部分についての必要な工事を行うものです。ただ、現時点で被災していなくても、そのままの状態においておくと災害が再発するおそれがあるものにつきましては、あわせて実施することができます。このため、被災した部分の復旧を本工事とし、再発防止のためにあわせて行う工事を関連工事として整理しております。まず排水路工ですが、次の2ページをお開きください。図面の上部が9月県議会においてお示した当初計画で、再発防止のためにあわせて行う工事を関連工事として整理しております。当初計画では、圃場の横断面から流末までの排水部分、この図面の上から下に向けた縦の水路を一連の水路として赤で着色しておりますように本工事で整理していましたが、流末の排水部分については、現況は土水路の状況であるため、下の図面のように再発防止の工事として、青色の部分に関連工事として再整理いたしました。このため、当初計画では本工事として、排水路工を30メートルで計画していましたが、実施設計では、上から高密度ポリエチレン管の4メートルと、その下のヒューム管の9メートルを足した13メートルを本工事に、その下の青色の高密度ポリエチレン管2メートルと、その下の12メートルを足した14メートルを関連工事として見直しいたしました。延長が30メートルから27メートルに減っておりますが、詳細調査の結果によるものです。また、上の図面の当初計画で関連工事として整理していた排水路の43メートルは、圃場ののり面排水を受けるための水路として計画していましたが、実施設計では下の図面のようにカゴ枠工を設置する部分についてのみ、その前面に設置するよう10メートルに見直しを行いました。また、施工方法についても見直しを行いました。圃場を横断している排水路工については、当初、新設のヒューム管を設置することにしておりましたが、再度、現地調査をいたしましたところ、既設の管内に土砂が流入しているものの再利用が可能であると確認できたため、既設利用をすることに見直しを行いました。また排水路の流末部についても、当初計画ではコンクリート製のヒューム管やU字型のフリーム水路を計画していましたが、車両などの加重がかからない部分に設置されているものであり、また他からの排水も流入することがなくU字型のフリーム管水路の必要性もないため、現場での地形勾配に合わせた施工法の高密度ポリエチレン管に見直しをしております。カゴ枠工について、本工事については変更はありませんが、現地で詳細調査を行ったところ、石垣で保護されたのり面と今回被災したのり面との間について、そのままの状況で置いておくと今後被災するおそれがあるため、関連工事として、左側にポイントマイナス2からポイントゼロまでの2メートルを、右側にポイント7.5から8.5に1メートルのカゴ枠を追加いたしました。今御説明しました内容について、工事の発注ベースで

精算した結果、工事費は136万4,000円となり、当初より93万6,000円減額となっております。次に3工区です。変更理由を記載しておりますが、現地で詳細調査を行ったところ、当初計画での終点側から5メートルの区間にも亀裂が発生しており、対策を講じることが必要となっております。5ページをお開きください。この災害復旧工事は右側の写真のとおり、道路を復旧するもので、その下の写真のポイント25の横断のように道路の高さが2メートル50センチほどあり、道路の起点を確保するためにはカゴ枠の高さを50センチ、1段追加することが必要となりました。今御説明しました内容に見直した結果、1万1,000円の減額となりました。最後に5工区ですが、変更理由に記載しているように、当初計画の終点側から3メートル区間にも亀裂が生じておりますので、階段を追加するよう見直しを行いました。工事発注ベースで精算したところ、工事費は8,000円の減額となりました。なお、2工区と4工区は工事内容に変更はありませんが、工事発注ベースで精算した結果、2工区で21万2,000円の減、4工区で12万9,000円の減となりました。

今回見直した内容で復旧工事に着手したいと考えておりますが、ただいま御説明したとおり、9月議会でお諮りした工事内容と変更となりました。今後は、こうした調査をしっかりと行うとともに、内容、必要な対策も十分に検討した上で、予算提案を行うように努めてまいります。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 わかりました。このような見直しでやられるということで理解をしたいと思います。ただ一つ細かいことですが、この測量の写真を見るとヘルメットかぶってないですよ。被災箇所ですから、絶対ヘルメット要るんですよ。ちょっと気になりましたので、以後、安全管理に努めてください。

◎美島環境農業推進課長 今後、気をつけたいと思います。

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

次に、「農業技術センター山間試験室の廃止について」、環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 農業技術センター山間試験室の廃止に至る経緯と、今後の中山間農業の振興方向について、御説明いたします。

報告事項資料9ページの「農業技術センター山間試験室の廃止について」をお開きください。まず、1のこれまでの経過をごらんください。組織の変遷や役割、主な研究課題などをまとめております。(1)の昭和41年以降、山間試験室の前身は、昭和41年に大豊町に設立された山間試験場です。役割は、山間農業全般にわたる試験研究ですが、昭和48年に茶に関する研究は現在の茶業試験場に移管しております。昭和41年から平成2年までの主要な研究課題は、傾斜地を利用したミツマタやお茶のほか、ワサビ、コンニャク、シシトウ、イチゴ、ワケギなどの野菜類、ハナモモ、リンドウ、ヒメユリなどの花卉類、ユ

ズ、ウメ、カキ、クリ、ギンナン、スモモ、カリンなどの果樹類の生産技術の研究に取り組んでまいりました。(2)の平成3年度以降ですが、平成3年の試験研究機関の統合によりまして、山間試験場は高知県農業技術センター山間試験場に組織がえし、その後、平成15年には農業技術センター山間試験部に組織がえをしております。この当時の役割は中山間地域の農業に関する試験研究で、平成5年にはギンナンなどの一部を除き、果樹に関する研究は果樹試験場に移管しております。また主要な研究課題は、白ネギ、ミョウガ、米ナス、小ナス、小ネギ、オオバなどの夏秋野菜と、ユリやヒメヒコダイなどの花卉・花木類です。(3)の平成19年以降ですが、平成19年の組織改革によりまして、農業技術センター山間試験部を山間試験室に組織がえしております。また主要な研究課題は、アスパラガス、カラーピーマンなどの野菜類と薬用作物の技術確立などがございます。

10ページをお開きください。山間試験室がこれまで果たしてきた役割であります。(1)昭和40年代には、山間地域では傾斜地や山際の水田を活用した茶やユズなどの生産拡大や有望品目の模索が行われるようになってきました。山間試験室はこうしたニーズに対応し、ミツマタ、ユズ、ギンナン、ワサビ、ゼンマイなどの技術開発を担ってきました。このころの研究成果として、ユズについては、現在でも県内の山間地の基幹品目として定着しておりますし、現在は価格低迷により生産は減少しておりますが、ギンナン、クリ、ゼンマイなどは、一時期には山間地の貴重な基幹品目として広く栽培されておりました。(2)昭和50年代には、それまでの山間農業に加えまして、中間地も含めた中山間地農業の試験研究が求められるようになり、平成に入ると平たん地の冬春野菜と中山間地域の夏秋野菜とのリレー出荷の構想が打ち出され、米ナス、小ナス、シシトウなど夏秋野菜の技術開発を担ってまいりました。現在、先ほど申し上げた米ナス、小ナス、シシトウなどの品目が中山間地域の基幹品目として広く定着しております。(3)近年になりまして、米ナスや三色ピーマンの高品質・多収技術の開発、それから薬草などの有望品目の栽培技術の確立などに取り組んでおりまして、米ナスでは、県独自品種の「なつのすけ」が、嶺北、西土佐、津野山地域などの雨よけ栽培の8割に普及するなど、山間試験室としての役割を果たしてまいりました。

なお、これまでの主な研究成果については、そこに記載させていただいております。

次に、山間試験室の見直しの必要性でございます。近年、重油など生産コストの上昇などによりまして農業経営が厳しくなっていることや、高齢化や後継者不足などにより、担い手の減少は課題となっており、特に本県の約80%を占める中山間の条件不利地域でその傾向は顕著にあらわれてきております。11ページをお開きください。こうした中で中山間地域の農業を活性化するためには、中山間地域においても、現在進めている環境制御技術などの先進技術を導入して収益性の高い園芸農業を推進するとともに、薬草などの補完品目を組み合わせた複合経営の実現が必要であると考えております。こうした新たなニー

ズに応えるため、山間試験室の機能を農業担い手育成センターに移管し、中山間地域における生産技術の確立と普及の取り組みを強化することといたしました。また、農業担い手育成センターは、新規就農を目指す研修生や意欲的な農業者、JAの営農指導員などが研修する場ということでありまして、ここに山間試験室の機能を移管することによりまして、中山間地域に適した先進技術や有望品目の速やかな普及につながることを期待されます。

県では中山間地域の農業を支える仕組みとして、高収益の施設園芸や中山間地に適した農産物の生産、集落営農、庭先集荷、6次産業など、JA出資法人や第三セクターなどが中心となり、地域全体へ取り組むといった「中山間農業複合経営拠点」の整備を進めることとしております。山間試験室の跡地につきましては、株式会社大豊ゆとりファームが農業担い手育成センターなどと連携しながら、担い手育成のための就農研修、農産物の生産・加工などに取り組むための「中山間農業複合経営拠点」としての活用を計画しております。具体的な支援策等につきましては、今後、大豊町、大豊ゆとりファームなどの関係者と十分に協議しながら進めてまいります。なお、こうした構想の実現に向けまして、大豊町と一緒に取り組むための措置として、大豊町へ県の農業技術職員を派遣する方向で検討しております。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎佐竹委員 私も、中山間施策を非常に注目しながら見守ってきました。米ナス、小ナス、ニラ、そして、さきほど話のあったユリなど、また、梶原町のカルストの下まで産地化をしたり、非常に多くの成果を上げていると思うんです。そういうものを一気に廃止をして、その機能を農業担い手育成センターへ持って行って、そこでどんな品目を中心にやるつもりなんですか。

◎美島環境農業推進課長 農業担い手育成センターの機能といたしまして、1つは新規就農者を含めた農業者の研修、担い手育成の研修の事業があります。もう1つの事業として、試験研究機関で開発された技術などを現場で使えるような形に組み立て直す仕事があります。その中で、平たん部中心の冬春野菜の技術の組み立てや、中山間地域中心の環境制御技術を導入し、薬草、青ネギ、ハウレンソウなどを推進していきたいと思っております。育成の仕事の2本柱の1つである先進技術の普及ないし園芸の振興を、平たん部と中山間部で、2つの機能をしっかり持たせてやっていきたいと考えております。そういった意味で、山間試験室の機能を1カ所に集めてやっていきたいと考えています。

◎佐竹委員 研究成果を地域に普及してきたのに、土佐れいほく農協の組合長も「廃止のことを知らない」と言っていましたよ。きのうの話です。だから、大豊ゆとりファームと連携をしている大豊町だけではなく、地元の土佐れいほく農協ともよく協議をすべきじゃなかったんですか。私も急に、ここ1週間のうちに聞いたんですが、四万十町で全ての品目について、幡多地域から高岡郡から県の東部のほうまで、技術を定着させていくというこ

とですか。それならわかりますが。

◎美島環境農業推進課長　そうです。基礎的な研究というのは、ある程度、農業技術センターのほうでも行います。基礎的な研究は、研究室や小さいハウスの中でもできますので。例えば、種子を発芽させる場合に適温が何度とか、四万十町で言えば標高 200メートルで、ここであれば、地温はこのぐらいというのがわかりますので。研究試験が現場の圃場で通用するかどうかをそこで試して、嶺北であれば、標高が高いので若干温度低いだろうから、発芽適温の時期というのはいつなのかとかいうのを、農業振興センター、普及所、大豊ゆとりファームといったところと連携し、その基礎的なデータで、現場で実際にやってもらうという形にして、1カ所でやるのが県下各地へ応用できると考えております。

◎佐竹委員　成果をそういうふうに変換をしていくことは理解したが、中山間対策本部らの管理対策本部も含めた本部会議では、山間試験室を廃止をするということは皆が理解していますか。

◎美島環境農業推進課長　今、町とか大豊ゆとりファームと、いろいろ協議をしてきておりまして、この委員会での報告をまずすべきではないだろうかということで、先に委員会に報告をして、その後、そういうところへ周知していきたいと考えております。

◎佐竹委員　県土の80%を占める中山間の農業だから、林業もそうですけど、高齢化などにより、担い手がなかなか育たない。集落営農も法人化が一部できているが、なかなか若い者が入ってこない。そういう時代の中で、80%を担うのは、なかなかこれは重荷ですよ。私は2カ所でやると思っていたが、片一方は廃止をするということで、中山間の過疎地域での技術開発が下がったのかなと思えるんですが。

◎笹岡農業振興副部長　四万十町の農業担い手育成センターに業務を集中させる理由ですが、農業技術センター山間試験室では、いわゆる実証研究というものも当然やっておりますが、農業担い手育成センターでも同じようにやります。ただ、山間試験室は試験研究機関なので、実証に関しては、見学者など、第三者の方々が余り訪れるような場所ではありません。その山間試験室の技術を普及所へ教えて、そこから農業者の方々へ普及していくというところは農業担い手育成センターも同じです。農業担い手育成センターが山間試験室にかわるメリットというのは、新規就農者、普及所の職員、JAの営農指導員の方々も、そこへ行って学んでいただけるということです。より多くの関係者の方々に成果というのを目の当たりにして実感していただくことができます。そうしたほうが県内への普及、広がりという意味合いというのがもっと強くなる、力強く推し進められるということです。

それともう1つが、やはりこれは県の都合になりますが、人的な体制の資源の投入と集中というところですか。そういった面でも、1カ所で集中して、しかも山間試験室よりも広い圃場でさまざまな品目をやっていったほうが、より効率的ではないかと考えております。

◎武石委員　廃止をするという考え方は理解しました。ただ、佐竹委員も指摘したように、

中山間地域の活性化をどうするのか。それから移住政策もやっていますので、中山間地域こそ移住先として選択してもらって、そこでどうやって食べていくのかという中で、農業というのは大きなチャンスを見出せると思うので、そういう機能を農業担い手育成センターにしっかり持たせていただきたいです。また、農業担い手育成センターでどういう課題に取り組むのか、具体的に中山間地の農業をどう考えているのか、現時点で説明できる範囲でいいので、もう少し、補足説明もしていただきたいと思います。あわせて、その中山間地域の農業、移住も絡めてどういう所見をお持ちなのか、その辺も含めてまた説明いただけたらと思います。後で構いませんので。

◎**笹岡農業振興副部長** 次世代施設園芸団地の御説明を再度お願いすることにいたしましたので、そのときに合わせて、ラフではございますけど、簡単な資料に基づきまして御説明するというところでよろしいでしょうか。

◎**米田委員** 私も佐竹委員と同じような意見を持っていますが、副部長が言われたように、人的資源については県の都合が優先されていると思います。それと、中山間地で生きられることを支援するという点から見れば、県行政の大きな後退になってしまうということを心配しています。それで島根県が今いろいろ注目されて、県を挙げてやっていますよね。中山間試験室は私ども委員会でも見に行きましたけど、職員の方はプライドを持ってやっているわけですよ。それを考えると、非常に不安を覚えます。試験研究に関しては、やはり、実証機能を果たすかどうか非常に大事だと思います。それと同時に、中山間地では、専業農家ではなくて、複合経営を技術と人づくりでやっていくわけですよ。それに関して、農業担い手育成センターのホームページを改めて見ましたが、そういう機能は全然ないですね。職員体制は載ってないから詳細はわかりませんが。結局、次世代の園芸団地をメインに、いわゆる平地の大規模農家をどうするかというのがメインなんです。ですから、それとは逆に、中山間地対策をメインに考えれば、今の農業担い手育成センターではその機能が率直に言うてないと私は思うんですよ。これについては、後で説明してくれると思うので、また議論します。

また、大豊へ大学の先生とかがよく行ってますよね。だから、今県の強めるべき支援策とすれば、研究機関、大学とかに放り任せるのではなくて、県の横の連携を強化し、中山間地での人材育成や経営のノウハウについての支援を、独自に強めていくことが必要だと思うんですが、この3枚の資料を見ても、廃止をする合理性がなかなか見つからないんです。中山間農業を振興するに当たって、この山間試験室ではどういう点が足りんと考えているのか、その辺をお聞かせください。

◎**美島環境農業推進課長** 県といたしましては、80%を占める中山間地というのは非常に大事と思っておりまして、人材育成、技術の普及をやっていくための体制をつくりたいということで、農業担い手育成センターの構想を出しており、この4月に開設したばかりで

すが、この山間試験室の見直しも含めてやっていきたいと考えておりました。

なお、中山間地域の中間分につきましては、少なくとも20%、30%が次世代型の高軒高になりますと200%以上の収量を上げますので、技術がそのまま中間地の条件のいいところには普及できると思いますが、山間地はそうはいきませんので、今、農業担い手育成センターで来年度の計画として考えているのは、例えば、今嶺北でやっている三色ピーマン、トマト、ハウレンソウなどの夏秋の栽培です。ハウスの上に遮光ネットを張って細部装置入れて温度を下げる、場合によっては地下に冷水を流すという環境制御の技術がありますので、お金のかからない形で夏場の夏秋の農作物を基幹の一つにすると。それにプラスして葉草。これは夏場からつくりますけれども、ほとんどの労力が冬場に集中しています。だから、夏秋の野菜をとり、冬場の葉草をとり、春先にはゼンマイをとるといった複合経営で、周年農業でお金が得られるような仕組みを個人の農家としては考えております。それにプラスして、高齢化が進んできておりますので、今度その山間試験室の跡地を利用して大豊ゆとりファームがやろうとしてますが、先ほど米田委員もおっしゃいましたように、高知大学の先生とかと一緒に県の職員も派遣して、まずそこで人材育成をする、それから農業担い手育成センターとしっかり連携して、農業担い手育成センターで試した技術を大豊町とか嶺北地域でしっかりとできるのかどうか、そこでもやっていただく、そういった形で、研修していただいた方なんかにも、嶺北の各地域へ行ってもらおうと。そういったことをしながら、一つの生産、研修、それから新しい技術を実際にやって地域の人に見せるような、第三セクターか、JA出資法人とか、そういったところを一つの大きな母体として、地域のほうを支えていくと。地域の担い手をつくっていく、生産を上げていく、といったことをやっていくことにしております。その母体になるのが農業担い手育成センターであり、今度、山間試験室の跡地を利用する大豊ゆとりファーム、県、高知大学が連携してやるようなものを考えております。

◎米田委員 私たちも委員会でこの前、山間試験室へ行きました。そしたら、それぞれの条件に応じた試験と実証機能を果たしながらやっているんですよ。一番大事なのは、人材づくりと実証機能をセットでやらないと、本当にそこで複合経営できるかが問われますからね。そういう面から言えば、本当に農業担い手育成センターがそれにふさわしいかというのを、もっと慎重に判断すべきだと思います。

それと、中山間農業複合経営拠点ということで、試験室の跡地はいろんな活用の仕方があるから、農業者や地域、町と一緒に協力しながらやったらいいんですが、以前は、ここは複合拠点第1号という言い方をしてましたよね。そういう複合拠点を全県各地につくらないといけないのに、わざわざ農業担い手育成センターへ持って行って本当にできるのかと思うんですよ。だから、率直に言うて、副部長が言ったように、県の都合が優先して、人的資源が集中していると思う。島根県が全国から注目もされて、小さな町や村でこうや

って生き延びようとしている流れを見ると、これでいいのかと非常に不安を感じます。そのことを含めて農業担い手育成センターの説明をしてください。

◎**笹岡農業振興副部長** 米田委員の御意見に反抗するようですが、決して複合拠点をつくるために中山間を切り捨てて農業担い手育成センターへ持っていくという思いはありません。農業振興部としては、次世代施設園芸団地や大型の団地だけではなく、中山間のほうで細々と家族経営で営んでおられる方々についても、非常に大事だと思っております。そういった方々が住みながら、農業も営みながら生活するためにどうしたらいいかということで、中山間の複合経営拠点という構想を考えたわけです。これは県だけが考えている施策ではなく、農林水産省にも提言して、農林水産省もそういう計画づくりの施策というものを平成 27 年度から概算要求で出しております。ハード整備についても、「プロジェクト支援交付金という交付金も活用できますよ」、という御示唆もいただいておりますので、大豊ゆとりファームを核とした複合拠点だけじゃなくて、県内各地にもそういう拠点をつくっていききたいと思い、今事業を進めているわけです。その点についても、ラフではありますが、大豊ゆとりファームを核としたものがどういうイメージであるか、後ほど、簡単な絵で御説明させていただきます。

◎**米田委員** 跡地を複合経営拠点として活用するのは、跡地問題の解決策の 1 つだと思います。ただ、そういう複合拠点を県下各地につくるに当たり、まだ不十分で役割をもっと補足しないといけない時期に、山間試験室を廃止していいのかと言ったのであって、複合拠点のために廃止するとか、そういうことは言ってないですよ。

◎**上田委員長** そしたら、昼からまとめて説明してくれるということですので、ここは一旦、昼食のため休憩をとります。

なお、資料の準備に時間がかかると思いますので、水産振興部の説明が終了した後に、農業振興部からの再説明を受けます。

(昼食のため休憩 12 時 05 分～12 時 59 分)

◎**上田委員長** それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《林業振興・環境部》

◎**上田委員長** 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**大野林業振興・環境部長** それでは、林業振興・環境部の提出議案について御説明いたします。

まず、一般会計の補正予算議案について御説明いたします。②議案説明書の 105 ページ、

林業振興・環境部補正予算総括表をごらんください。総額で15億1,600万円余りの補正をお願いするものです。補正の内容といたしましては、大きく4つありまして、1つ目が人件費の補正、2つ目が林業学校、3つ目が災害復旧、4つ目が繰越明許費となっております。

まず、人件費の補正につきましては、私から一括して御説明申し上げます。人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させて計上したところによるもの及び職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更等によるものです。

2つ目は、来年4月から開校を予定しています林業学校につきまして、即戦力となる人材を養成する基礎コースの募集要項の作成や資機材の購入と、平成29年4月にスタートする予定の専修コースの内容など、学校設立に向けた検討会などに要する費用として1,500万円余りを計上しております。

次に、本年の台風等により被災し、豪雨直後には把握できていなかった山地災害の復旧のために追加的に必要となる予算16億2,800万円余りを計上しております。

4つ目は、林道治山事業における繰越明許費をお願いするものです。

また、その他の補正といたしまして、債務負担行為が4件あり、いずれも指定管理者制度に基づく管理運営委託料です。該当する施設としては、森林研修センターの情報交流館及び研修館、甫喜ヶ峰森林公園、月見山こどもの森の4施設となっており、平成27年度からそれぞれの指定期間における支出予定額を計上しております。

続きまして、「その他議案」です。③議案書の32ページから35ページには、先ほど債務負担行為で御説明させていただきました指定管理者制度に基づく議案があります。これらの議案については、地方自治法の規定により、指定管理者の指定について議決をお願いするものです。また、林業振興・環境部が所管する審議会の審議経過につきましては、お手元の別とじの資料に一覧表をおつけしております。

以上、総括的に御説明いたしました。詳細はそれぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

◎上田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈林業環境政策課〉

◎上田委員長 まず、林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、当課が所管する施設の指定管理者に係る補正予算と指定に関する議案につきまして、関連しますので、一括して御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料②議案説明書の108ページをごらんください。まず、債務負担行為に関するものです。当課では、甫喜ヶ峰森林公園と、森林研修センター情報交流館の2つの施設を所管し、指定管理者による管理を行っているところですが、両施設とも平成

26年度末で指定期間が終了することから、平成27年度から平成31年度までの5カ年の管理運営委託料の限度額に係る債務負担行為をお願いするものです。債務負担額ですが、甫喜ヶ峰森林公園管理委託料は、1億50万円、森林研修センター情報交流館管理運営委託料は、7,583万3,000円をそれぞれ計上しています。以上が、補正予算に係るものです。

続きまして、資料③議案書の32ページをごらんください。高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案です。2に記載しておりますように、情報交流館ネットワークを指定管理者として議決いただくようお願いするものです。続きまして、次の33ページをお開きください。高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案で、こちらも一般社団法人高知県山林協会を指定管理者として議決いただくようお願いするものです。ここで、今回の指定管理者の候補者選定の概要につきまして、補足説明資料で説明をさせていただきます。林業環境政策課のインデックスがついた資料の1ページをお開きください。

まず、高知県立森林研修センター情報交流館から御説明いたします。施設の概要ですが、所在地は香美市土佐山田町大平。設置目的は、森林及び木の文化に関する情報の収集・提供や森林環境学習の機会の提供などとなっております。これまでの指定管理者の状況ですが、制度導入は平成18年度で、導入当初から継続して情報交流館ネットワークが指定管理者となっております。指定管理者制度導入の効果といたしましては、管理運営委託料が制度導入前の平成12年度に比べまして、導入後の平成18年度から平成20年度までの3カ年では、年額で約770万円余りの経費削減となっております。住民サービスの向上の事例といたしましては、学校側が交流館を訪れてきた際、また、出前事業などで学校訪問した際などに、先生方の御意見等を十分にお聞きし、学校側のニーズに応じた学習プログラムを提供するなど、質の高い環境学習の機会を提供しております。また、講習会を開催いたしまして、毎年約30人の森林ボランティアを養成しております。こうした方々の中からは、情報交流館が開催いたします学習会の講師を務めたり、森林ボランティア団体に入って活動される方も出てきております。このほか、子供用の図書や木製遊具の充実、情報交流館ネットワーク団体や地域組織などとの連携を図り、ネイチャーゲームや炭焼き体験、情報交流館祭りなど、幅広い事業を展開しております。今申し上げました取り組みなどによりまして、施設の利用者は、制度導入前の平成17年度から徐々に増加しておりまして、平成25年度では約1万1,300人余りとなっております。なお、今回の指定管理者につきましては、5の今回の指定議案についてにありますように、公募を実施いたしまして、応募がありました1者につきまして選定委員会に諮り、候補者として選定をしたものです。

次に、高知県立甫喜ヶ峰森林公園について御説明いたします。施設の概要にありますように、森林公園は、香美市土佐山田町平山に所在し、県民の皆様は森林について御理解いただき、森林を大切にしたい気持ちを育てていくことを目的に設置しております。これまで

の指定管理者の状況ですが、制度導入の平成 18 年度当初から、高知県山林協会が継続して指定管理者となっております。指定管理制度の導入の効果につきましては、管理運営委託料が制度導入前の平成 17 年度に比べまして、導入後の平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 カ年では、年額にしまして約 370 万円余りの削減となっております。また、平成 26 年度では約 220 万円の削減となっております。住民サービスの向上の事例といたしましては、施設内にアンケート用紙を常時置き、また、イベント開催時には参加者へのアンケート調査を実施するなどして、利用者ニーズの把握に努め、その内容を参考にいたしまして、写真展などの企画展を実施しております。また、公園内に生息する動物に関する勉強会では、参加者の協力を得まして、園内に無人カメラを設置し、後日撮影した映像を見ながら動物を観察したりと、公園というフィールドを活用した取り組みにも積極的に取り組んでおります。こうした取り組みによりまして、平成 25 年度の入園者数は、制度導入前の平成 17 年度に比べまして、約 4,400 人増の 4 万 9,000 人余りとなっております。なお、今回の指定管理者につきましては公募を実施し、応募がありました 1 者について選定委員会に諮り、候補者として選定したものです。説明は以上です。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 県庁組織全体で、この指定管理者制度を導入するに当たって、議会でもいろいろ議論もあったところなんですけど、おおむね指定管理者制度を導入してメリットが出てくるんじゃないかと思っておりますので、また新たなこういった契約に対しても期待もしておりますが、両社とも 3 年契約が 5 年契約に延びてますよね。これについての御所見をお聞きしたいと思います。

◎上岡林業環境政策課長 御指摘のように、今回、両施設とも 3 年を 5 年に延長しております。その理由といたしましては、東日本大震災がありましたので、災害等に対する危機管理体制の充実が必要ですし、あわせて今回ソフト事業の中で、森林環境学習の内容を充実していきたいと考えており、そのために必要なスキルをお持ちの方を配置していただく、そういう人材を育てるためにはある程度の期間が必要ということで、今回、3 年から 5 年に延長させていただいております。

◎武石委員 雇用も安定し、腰を据えてじっくり 5 年間というスパンで、指定管理者の業務を果たしていただきたいと期待をしております。

それと、指定管理者制度を導入するに当たって、あるいは導入後、よく耳にしたのが、大規模修繕と小修繕の使い分けというか、すみ分けですね。実際に管理してる方々からすると、今ここで修理をしておいたほうが長期的に見たらいいのにとっても、県も財政が厳しいから手をつけられないという大規模修繕をどうするかという課題もありましたが、この 2 者の場合はどうなのか、お聞きしたいと思います。

◎上岡林業環境政策課長 指定管理者との協定の中で、一応小規模な修繕、10 万円以下に

については、指定管理者のほうで負担をしていただくということになっております。それを超える修繕については、県のほうが基本的には負担します。今お話がございました大規模修繕については、緊急を要するものは建築課の緊急修繕で対応をさせていただきますし、今後計画的に直していく必要があるものについては、優先順位をつけて、順次計画的に予算をつけられるものから整備をしていきたいと考えております。

◎武石委員 5年間というスパンになるわけですので、県の関与が、悪い意味で薄くならないように、大規模修繕の必要性も含めて、県としての立場でこの指定管理者にかかわっていただきたい、と要請をしておきます。

◎西森（雅）委員 利用料金の収入ですが、どういう形で試算をしているのか教えていただけますか。

◎上岡林業環境政策課長 まず、甫喜ヶ峰森林公園については、基本的には入園等の利用料金は徴収はしておりません。ただ、キャンプ場を利用される方に対して、まきを定額で売っており、年間収入の実績は9万円程度ですので、当初からその9万円程度の収入を見込んでおります。それ以外につきましては、イベント等そのイベント開催の費用を参加者に自己負担していただく場合もたまにはありますが、森林公園については、基本的に9万円程度の収入を見込んでおります。

それと、情報交流館については、条例で利用料の規定があります。具体的には、建物の中にある木工室、研修室、シアター室、企画展示室で、これも当初の収入としては、過去の実績を見て、約9万円程度を見込んでおります。額的には非常に少ないですが、例えば、木工室については、利用料が290円と低額に設定しております。

◎西森（雅）委員 こちらで用意した資料を見ると、指定管理業務の総経費として1,700万円余り、利用料の収入として200万円余りで、差し引くと1,500万円。それに掛ける5年間の7,500万円余りが今回の債務負担行為額となっておりますが、その200万円余りの収入はどうやって算定されたものですか。

◎上岡林業環境政策課長 御説明が抜かっておりました。先ほど言いました木工室などの利用料のほかに、情報交流館でイベントを開催する際に、例えば、木工教室であれば、参加者の方から木材の材料費等を負担いただいておりますので、それらを含めて年間200万円程度を見込んでいるということです。

◎米田委員 私は、「必ずしも費用対効果だけを重視すべきでない」、「PFIを含めて、民間に何でも委託を丸投げすべきでない」という基本的なスタンスをとっています。甫喜ヶ峰森林公園の場合、管理代行料が大体年間2,000万円ということで、直営時と余り変わらない状況になっていると思いますが、その要因を説明してください。

それから、今回指定管理者の指定に関する議案が多く、業務状況の総合評価は大体Bとなっておりますが、県としてはAに持っていく意志はあると思うんですけど、住民のために、

公的な施設として、より役立たせるためには、やはり総合評価をAにするべきだと思います。そのためには、ある程度の財源なり予算措置も必要なケースが多いにもかかわらず、それを削るばかりしているからBにとどまっている、ということはないとは思いますが、そういうことを含めて、どういう検討をされてるのか、説明してください。

◎上岡林業環境政策課長 甫喜ヶ峰森林公園については、平成26年度の予算が1,757万7,000円で、来年度以降は、年額にして2,010万円ほどになります。差し引きしますと、約250万円ほどの増額になっております。これについては、先ほど申しました、森林環境学習の充実ということで人員の見直しをしており、常勤1名プラス非常勤3名のところを、今回、常勤2名と非常勤2名ということで、非常勤を常勤に上げました。人員の積算根拠が250万円ほどの増額となっております、決して減額だけということはありません。

それと、業務評価の件ですが、Bというのはおおむね良好ということで、指定管理者の方には頑張ってもらっております。Aに持っていくということですが、毎年、指定管理者の業務内容につきましては、年1回、モニタリング調査で、運営状況の確認をとっております。あわせて、外部の方5人で組織する評価委員会がありまして、それぞれの指定管理者の方の業務につきまして評価をいただいております。ことし、評価委員会のほうからお話がありましたのが、職員の能力のスキルアップを図り、森林環境学習の内容をもう少し充実したらどうかということと、学校との連携強化を図っていきなさいという、2点の御指摘をいただいております。それにつきましては、今回の公募の際の指定管理業務の仕様書の中に、職員のスキルアップ、プラス森林環境学習の充実という形で、1項目新たに明記をさせていただいておりますし、評価委員会で指摘を受けた内容は、指定管理者の方に対して通知をいたしております。それに対して、指定管理者のほうから「今後こういう改善を努めます」ということで、文書で回答もいただいておりますので、それを受けまして、今後管理の状況を県としても留意していきたいと考えております。

◎米田委員 職員の充実のためには、結局研修もしないといけませんよね。それから、各学校との連携でいえば、訪問などもしないといけないから、そういう指摘もあって職員の充実を図り、評価Aに向けて、指定管理者も含めて努力をしているということですね。

◎上岡林業環境政策課長 そのとおりです。

◎金子委員 今の説明にありました評価委員会の評価は、毎年実施されているんですか。

◎上岡林業環境政策課長 毎年、年1回開催しております。

◎金子委員 民間のノウハウを活用してサービスあるいは質の向上ということですが、5年の債務負担行為をしたときに、行政がよくやるPDCAで、1年間やって改善すべき点、あるいはもっとやる点、いろいろ出てくると思うんですよね。そうしたときに、5年間というのが、評価委員会あるいは県が評価されたときに「こういうことも要るんじゃないか」、「プラスして追加的なものができるんじゃないか」と、ノウハウを上げる雇用の継続に非

常にいい部分があるんですが、本来の委託した目的をさらに進めるためには、評価が指定管理者にはっきり伝わるようなシステムが必要だと思えます。そういう面で、3年と5年というのはどういう違いが出てくると思えますか。

◎上岡林業環境政策課長 先ほども申しましたように、県のほうで年1回のモニタリング調査、それから、これも年1回になりますが、外部の評価委員の方の評価ということで、PDCAのほうはそういった評価をもとに回しております。期間が3年から5年に延びたということで、その期間の業務の改善が難しくなるとは考えておりませんで、評価は毎年毎年する中で、例えば、翌年にはこの前年度の評価についてどうなっていますかということと事業評価委員会の中でも質問していただいていますし、また県のほうもその点については留意してモニタリング調査を実施するというのを考えております。

◎金子委員 評価をし、それを生かしていく、新たなメニューも追加してくるといったときに事業計画の変更ということも可能になるわけですか。

◎上岡林業環境政策課長 協定を結ぶ際に5年間の協定を結びます。それと、毎年、年1回その年度の協定を結びます。ですから、新たないろんな事業をしたいというお話があったときは、その年度の手前に指定管理者と県のほうで協議をして、基本的には協定の際の額の変更というのはないと思えますが、どうしてもといった場合には、お互いが協議して決めることができますので、毎年のその年度の協定の中で新たなことを取り組みたいということであれば、変更することも可能かと考えております。

◎金子委員 言葉は悪いですが、任せっぱなしにならないようにということと、行政がきちっと成果・評価をし、公表していくような形で取り組んでいただいて、マンネリ化にならないように、ぜひお願いしたいと思えます。

◎上岡林業環境政策課長 訂正いたします。先ほど、モニタリング調査のほうは年1回とお答えしましたが、年2回から3回実施しております。

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、林業環境政策課を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎上田委員長 次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎山中森づくり推進課長 補正予算について御説明させていただきます。お手元の資料②の109ページをごらんください。歳出の右の説明欄をごらんください。人づくり推進事業費は、来年4月からの開校を予定している林業学校の開設準備に要する費用をお願いするものです。具体的には、研修生が使用するチェーンソーや、机、いす、学校から作業現場までの移動に利用する公用車などの備品を購入するための費用、また、カリキュラムなど授業内容について、アドバイザーに検討していただくための報償費などとなっています。

この林業学校について、簡潔に御説明させていただきます。県の産業振興計画では、こ

れまで木材需要の拡大や原木の増産に取り組んでいますが、平成 25 年度は、前年度に比べ担い手の数が減少していることが明らかになりました。これまでも、担い手の確保を目的として、新規就業者を対象とした研修などを実施してきましたが、こうした従来の対策に加えて、新たに林業学校を創設し、即戦力となる人材の養成や本県の林業を担うリーダーを育成していきたいと考えています。学校の内容につきましては、開設準備における検討委員会でアドバイザーに御意見を伺いながら検討していきますが、現在のところ、基礎コース、専攻コース、短期コースの 3 つのコースを想定しております。基礎コースは、即戦力の人材を養成する 1 年間のコースです。研修生には、国の給付金事業を活用した年間約 150 万円の給付金を支給する予定で、安心して研修に専念していただくことを考えております。

次に、専攻コースは、今後、学識経験者等で組織する検討委員会で議論をしていきますが、林業事業体の組織をリードしていけるような高度で専門的な知識や技術を持った人材を養成するコースにしたいと考えています。最後に短期コースは、自伐林家や林業事業体で働いている方などを対象に、それぞれのニーズに応じて技術や知識をスキルアップできるよう、さまざまなテーマを用意した短期の研修を考えています。また、開校のスケジュールとしては、基礎コースと短期コースは来年 4 月からスタートさせますが、専攻コースについては、今後、検討委員会での議論を経た上で必要な施設整備を行い、平成 29 年 4 月には開校したいと考えております。

続きまして、当課が所管する施設の指定管理者に係る補正予算と指定に関する議案について御説明をさせていただきます。110 ページをお開きください。当課では、森林研修センター研修館を所管し、指定管理者による管理を行っていますが、平成 26 年度末で指定期間が終了することから、平成 27 年度から平成 29 年度まで 3 カ年の管理運営委託料の限度額に係る債務負担行為をお願いするもので、管理運営委託料 3,553 万 6,000 円を計上しております。以上が、補正予算に係るものです。

続きまして、資料③の 34 ページをごらんください。高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案で、公益財団法人高知県山村林業振興基金を指定管理者として議決いただくようお願いするものです。ここで、今回の指定管理者の候補者選定の概要につきまして、補足説明資料で説明させていただきます。森づくり推進課のインデックスがついた資料の 5 ページをお開きください。施設の概要ですが、所在地は香美市土佐山田町大平で、設置目的は、森林林業及び木材産業に関する技術者等を養成する研修を行うことなどとなっています。これまでの指定管理者の状況ですが、制度導入は平成 18 年度で、導入当初から公益財団法人高知県山村林業振興基金が指定管理者となっています。指定管理者制度導入の効果としては、制度導入前の平成 17 年度と、導入後平成 26 年度と比べると、約 220 万円余りの経費削減となっています。また、住民サービスの向上の事例と

しては、アンケート調査等により利用者の意見を把握し、研修内容や施設の管理運営に反映していくことや、森林林業関係者及びNPOやボランティア団体への研修室の空き日を紹介することにより、研修場所を提供していること、加えて、香美市の災害発生時の避難場所として提供していること、また、食事提供を地元団体と連携して行っていることなどが挙げられます。6ページをお開きください。こうした取り組みによりまして、研修室の年間利用者数は、平成17年の指定管理導入前の2,153人から、最近では約4,600人余りと倍以上増加しております。これは、国の緑の雇用制度の改正により、研修館を活用しての研修メニューが増加したことによるものです。なお、今回の指定管理者につきましては、公募を実施し、応募があった1者について選定委員会に諮り、候補者として選定したものです。説明は以上です。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 林業学校については、非常に期待しています。森林組合なども含めて人材が不足しているので、そこに向けてだと思っんですが、今回、国の150万円の給付金を受けて勉強された方々が、経営体や森林組合に入る流れなどは、どうなっていますか。

◎山中森づくり推進課長 現場のほうからも、即戦力を必要とするという声が上がってきております。就業前に1年間林業学校で知識・技術を学んでいただいて、即戦力となる人材を養成していきたいと考えております。

◎依光委員 そういう意味だったら、例えば、経営体が採用する意思があって、その人に対して「1年間勉強してこい」という形で林業学校にお願いするのか、卒業時に通常の就職活動みたいな形で行き先を探すということなのか、両方あるようなイメージでしょうか。

◎山中森づくり推進課長 両方あります。1年間でインターンシップ、現場での体験もしていただくように考えております。そういうことも通じて、翌年度の4月には確実に就職できるようにと考えております。

◎依光委員 自伐林家の場合は、実際に自分でやろうということなので、イメージしながら働けると思っんですが、林業学校の場合は、多分就職する前提で参加されると思うので、そういうやる気のある方が、高知県の労働者として入っていただけるように、要請しておきます。

それともう一つ、今後の話になると思うんですが、平成29年度の専攻コースに関しては、施設的にどのように考えられていますか。場所は香美市あたりの近いところにするのかとか。例えば短期コースで学んだ人が、もうちょっと勉強して経営のほうも学びたいとなったら、近い場所でやっていけるのか、それともまた場所も変わっていくのか。そのあたりはどういうイメージを持っていますか。

◎山中森づくり推進課長 専攻コースを行う場所なんですけど、設置検討会で検討していきたいと考えております。専攻コースにつきましては、基礎コースをまず1年学んでいただ

いて、さらにスキルアップを図っていただくような専攻コースを考えております。

◎**依光委員** 経営体も、現場の作業だけではなくて、森林の計画を立てられる人や、交渉能力のある人とか、幅広く人材を求めていると思うので、ぜひ、いいものにしていただきたいと思います。

◎**樋口委員** 若い人だったら二十歳代、そしてUターン、Iターンだったら、三十、四十歳代が林業学校へ入るわけですが、その方々の卒業後の年収どれくらいになるんですか。

◎**山中森づくり推進課長** 1年目はそれほどの年収は稼ぐことはできず、250万円程度ではないかと思います。

◎**樋口委員** 現実的林業の状況から見たら、250万円とは、とてもいい数字を出したんじゃないかと思うんですが、家庭を持っている人が、三十、四十歳代で卒業後、ずっと家族を養っていけるのかということを知りたいんです。

◎**山中森づくり推進課長** 全く初めて林業に参加される方でありましたら、1年の研修ではまだ十分な技術を身につけることはできないと思います。1年後にすぐに収入を得るということはなかなか難しい状況があると思います。

◎**樋口委員** 1年後じゃなくて、そういう生活基盤がずっと段階的にできるかというのを聞いているんですよ。

◎**大野林業振興・環境部長** 確かに、林業事業体全般を通して、委員御指摘のように、必ずしもいい給料でないということは事実ですが、一方で、県が出資している、(株)とされいほくや高知東部森林組合では、400万円という給料を得ている職員も少なからずおりますので、事業体の力量のレベルアップもあわせて取り組んでいき、林業学校から輩出した優秀な人材の社会的な地位が保たれ、十分生活していけるレベルまで全体を引き上げていかないと、将来的林業というものがなかなか成り立っていかないと考えております。

◎**樋口委員** 皆さんいろいろ努力されているので、重々承知していますが、「学校があるから来なさい」、「ここで勉強して出たら、セミプロになるから飯も食べますよ」という単純な世界じゃないですよ。現実には、農業だったら、ハウスなどをまじめにやればそれなりに食べますが、林業ではなかなか食べないというところが問題ですからね。実際に学校を出たものの収入が少なく、別の職業を選ばないといけないような事態になることを心配していますので、そのあたりの現状を、新入生にはきれいに説明するようにしてください。

◎**米田委員** 基礎、専攻、短期の各コースの定員と、短期というのはどれくらいの期間なのか教えてください。

◎**山中森づくり推進課長** 定員はそれぞれコースによって決めていきたいと考えておまして、平均して1コース20名程度を考えています。短期コースについては、短いもので2日間とか3日間の研修を考えております。

◎**米田委員** 基礎を1年間学んでも、実際は現場をやりながらでないとい人前になってい

かないので、その人たちが卒業したときに、各林業経営体が養う力、体力を持っているのか、また、そういう需要が県下の経営体の中で強くあるのか、そこら辺はどうですか。

◎山中森づくり推進課長 即戦力が欲しいという要望は聞いております。これまでの新規就業者は、技術知識を1年間学んで入ってくるのではなく、いきなり林業現場に入ってきて、林業事業体で雇用されて、国の「緑の雇用制度」の研修を受けながら、技術を磨いてやってきておりました。新規就業者にはそういう制度はあったんですが、就業前にはそういう学べる場所というのがなかったものですから、この林業学校で就業前に1年間学んでいただくということを考えております。

◎米田委員 高知市内におっても、そういう仕事がやりたいと言う人を何人か耳にするわけですよ。現場は大変なんですけど、これからだと思います。それで、基礎コースが定員20名でいいのかという気持ちもありますが、その辺はどうお考えですか。

◎山中森づくり推進課長 訂正します。基礎コースにつきましては、来年4月からは定員10名を考えております。これから専攻コースも検討会で検討していくんですが、その過程の中で、基礎コースについても10名から20名にふやしたいとは考えております。

◎西森（雅）委員 高知県立森林研修センターの研修館は数百万円の黒字になっていますが、今回の予算はそういうものを考えた上で立てられてるのかどうか教えてください。

◎山中森づくり推進課長 国の「緑の雇用制度」の改正がありまして、急に研修館の利用者がふえた時期があります。これからの3年間の分については、これまでの実績とかかった費用を見て、債務負担行為の額を決めております。若干利用者数が減りますから、収入も若干減るといって計画になっております。

◎西森（雅）委員 今までのこの黒字化したものは、どういう形で使われてきていますか。

◎上岡林業環境政策課長 この指定管理者は、公益財団法人高知県山村林業振興基金です。公益事業でいろいろなほかの研修などに使っております。

◎西森（雅）委員 将来、赤字になった場合はどうなりますか。

◎上岡林業環境政策課長 指定管理者の負担になります。

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、森づくり推進課を終わります。

〈治山林道課〉

◎上田委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎安岡治山林道課長 補正予算の説明をさせていただきます。資料ナンバー②の112ページをお願いします。補正内容は、8月の台風災害に係る山地災害復旧予算の増額と、次の113ページの繰越明許費の追加をお願いするものです。

まず、山地災害復旧は112ページの右端の説明欄ですが、山地や地すべり災害のうち、早急に対処が必要な大豊町の3件を初め、14カ所の復旧を災害関連緊急事業で実施をいた

します。災害直後の9月議会で、概算により増額補正を御承認していただいておりますが、その後の被害調査の進展により事業箇所2カ所の追加と地すべり性の被害地につきましては、その後の地すべり機構の解明により必要な復旧経費をお願いするものです。

次に、113 ページをお願いします。林道治山の繰越明許費の追加ですが、林道費では、開設工事21カ所、また、治山費では、先ほどの災害関連緊急工事と当初予算事業の一部、あわせて30カ所の繰り越しをお願いするものです。用地や補償の地元調整あるいは工法の検討など、計画調整に日時を要したことが主な理由です。これにプラスして入札不調も一部あります。繰り越しをお願いする箇所は、全てこれからの発注となる翌債制度の活用により、次年度にまたがる適正な工期を設定し、実情にあった入札条件とするためのものです。以上で、当課の補正予算の説明を終わらせていただきます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎金子委員 今、課長から債務負担行為に早目に着手するといった説明の中で、入札不調という御説明があったわけですが、その点は改善されていますか。ほかの部局なんかも一挙に出てくると思うんですが、債務負担行為でやったものに入札不調が出て困るわけですが、その辺の見通しはどうか。

◎安岡治山林道課長 これまでの経緯を申しますと、債務負担で工期を2カ年にまたがって出しますと、ちょうど端境期の3月4月ごろに仕事が見えるということで、今までの実績ではありません。ただ、今回、災害復旧事業が林業だけではなく、県・国・市町村とありますので、危惧はしておりますが、当課の場合、かなり大規模なものが多いということの説明で申しましたけれど、箇所数で言いますと14カ所です。県下でばらけていますので、両方を勘案しますと、心配はあるが、何とかやっていただけるかなとは思っています。

◎上田委員長 ほかに、ございませんか。

(なし)

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、治山林道課を終わります。

〈環境共生課〉

◎上田委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎小松環境共生課長 環境共生課から提案をさせていただきます議案について御説明申し上げます。資料②の116ページをお開きください。債務負担行為に関するもので、平成27年度から平成29年度までの3年間、指定管理者制度に基づき、月見山こどもの森の管理運営委託料につきまして、債務負担行為をお願いするものです。債務負担額ですが、平成27年度から平成29年までの3年間の管理運営委託料について、2,481万6,000円を計上させていただいております。以上が、補正予算に関するものです。

続きまして、資料③の35ページをお開きください。高知県立月見山こどもの森の指定

管理者の指定に関する議案で、情報交流館ネットワークを指定管理者として議決いただくようお願いするものです。ここで、指定管理者の候補者選定の概要について御説明をさせていただきます。補足説明資料の7ページ、環境共生課のインデックスがついたページをお開きください。これまでの指定管理者の状況につきましては、平成18年の制度導入以降、情報交流館ネットワークに指定管理をお願いしています。指定管理者制度の導入による費用対効果といたしまして、制度導入により全額で約161万9,000円の削減効果が上がっております。また、住民サービスの向上の事例といたしましては、「道の駅やす」「ヤ・シィパーク」などの地元団体と協働した「竹とんぼ大会」などの事業の開催や、地元住民や地域ボランティア団体、また、公民館と公的施設との連携したイベントや環境教育・体験学習等を実施し、児童・生徒等の健全な心身の育成を図ることができたと考えております。

次のページをごらんください。入園者数につきましては、平成17年の指定管理導入前の約2万3,100人から順々に増加し、平成22年度には、3万478人となっております。平成24年、平成25年と減少しておりますのは、この平成24年の10月にフィールド・アスレチックの事故が発生いたしまして、これらの施設の点検や撤去、また撤去に伴う新たな遊具の設置などのため、平成24年度から今年度にかけて、フィールド・アスレチックの全面もしくは部分的に使用禁止をしたことが原因ではないかと考えております。なお、この新設工事は今年度末で終了いたしまして、来年の4月1日からは、17基全部が使用できる予定となっております。

次に、今回の候補者選定について御説明いたします。7月に公募の予告広報を行いました。9月5日から10月15日までの約40日間を募集期間といたしました。募集に当たりましては広く周知を行うために、当課のホームページへの掲載や県政記者室への投げ込みのほか、高知県公報での掲載、また出先機関への募集要項の配布などを行いました。その結果、申請書の提出がありましたのは、本日お諮りしております情報交流館ネットワーク、1団体でした。10月24日には、学識経験者、施設利用関係者、森林環境教育関係者、地元関係者、計5名で構成する審査委員会を開催いたしました。審査委員会におきましては、申請書類に基づく申請者によるプレゼンテーションを行うとともに、質疑応答を行い、業務遂行能力、施設の管理運営計画等についての審査を行いました。その結果、情報交流館ネットワークを指定管理者の候補者として選定しました。環境共生課からは以上でございます。

◎上田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

《水産振興部》

◎上田委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松尾水産振興部長 それでは、水産振興部の議案につきまして、総括的な説明をさせていただきます。お手元の資料ナンバー②の 118 ページをお願いいたします。そちらのほうに、水産振興部の補正予算総括表を載せておりますが、今回は、人件費に係ります補正と災害復旧に関する補正予算をお願いしております。水産政策課から 4 つ目の合併・流通支援課まで、人件費の補正です。それと、最後の漁港漁場課につきましては、災害復旧に関する補正予算をお願いしております。

人件費の主な理由としましては、人事異動や市や町からの派遣職員の受け入れ、また、手当等の変更によるものです。

次に、漁港漁場課からは、前回の 9 月議会で承認をいただきました、台風 11 号による被害を受けた安芸漁港におきまして、その後台風 18 号、19 号により被害が拡大したため、追加でその復旧に係る予算をお願いするものです。

125 ページをお願いいたします。今回は、漁港建設費の 2 つの事業につきまして、それぞれ繰り越しの追加と、9 月議会で承認をいただきました事業の変更をお願いするものです。災害復旧に係る補正予算の詳細につきましては、漁港漁場課長のほうから説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

◎上田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈漁港漁場課〉

◎上田委員長 漁港漁場課の説明を求めます。

◎吉本漁港漁場課長 それでは、まず 12 月補正予算について説明をさせていただきます。資料②の 124 ページをお願いします。今回は、前回 9 月議会にて御承認を受けました 8 月の台風 11 号により、被害を受けました安芸漁港において、さらなる増額をお願いしております。安芸漁港におきましては、8 月の台風 11 号の波浪により、沖防波堤のケーソン側壁に穴があく被害を受けたところがございますが、その後、10 月の台風 18 号、19 号の再襲来によりまして、脆弱化していた箇所が進んだことにより、復旧工事に必要な金額をお願いするものです。なお、災害査定につきましては、先月の 18 日、19 日に水産庁及び四国財務局の理事会を受けて採択されましたので、今後は早期の工事発注に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、繰り越し関係について説明をいたします。同じく資料②の 125 ページをお願いします。今回は 2 事業 3 地区ございます。1 地区目と 2 地区目は、中土佐町の上ノ加江漁港、黒潮町の田ノ浦漁港での漁港施設の老朽化対策を行う水産基盤ストックマネジメント事業におきまして、施工箇所が港口付近であり、工事期間中において利用漁船の航行支障が生

じるため、漁港を利用する漁業者と工事の期間などの調整を行いましたが、その調整に不測の日数を要したことによる繰り越しです。残りの1地区は、広域水産物供給基盤整備事業の清水漁港におけるマイナス5メートル岸壁の耐震強化工事において、岸壁を利用する漁業関係者との工事期間や、工事用船舶の使用範囲に関しての調整に不測の日数を要したことによる繰り越しです。以上で、漁港漁場課の説明を終わります。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 安芸のところですが、およそ倍くらいになってたと思うんですが、これは仕方ないといったらそれまでで、物理的にできないことは大体わかるんですが、こんなになるまで何とか対処できなかったのか。これは、なかなか県民・市民には説明がつかないところがありますよね。そういうのはもう仕方ないということで済みますわけですか。

◎吉本漁港漁場課長 安芸漁港の災害におきましては、沖防波堤のケーソンの側壁部に穴があいて被災したのですが、側壁部のコンクリートについては厚さが50センチあります。中のケーソンは、碁盤の目の格子状の中に砂を詰めた構造ですので、隔壁については厚さ20センチしかありません。それで、再度の台風18号、19号により被災がふえたということです。被害拡大防止のために、応急工事として、鋼板による穴のあいた箇所をふさぐ工事を2カ所やっていましたが、それが間に合わなくて被害が拡大したわけです。

◎樋口委員 それはわかっています。間に合わなかったというのは、物理的に間に合わないのですか。それとも、発注がちょっとずれて遅くなったとか、査定の関係でどうしても遅くなったとか。どこに理由があるんですか。

◎吉本漁港漁場課長 応急工事につきましては、所管の水産庁と四国財務局に、事前に協議が必要で、協議を進めたり、また鉄板や鋼材の確保のこともあります。それに時間を要したことと、沖防波堤ですので、少し波浪がおさまってから設置しなければならないので、そこに時間を要したということです。

◎樋口委員 地域で問題になっていることについてお聞きしたい。安芸のほうでシラスの採捕をめぐって問題は起きてないですか。

◎鍋島漁業管理課長 その件ですが、現在は起きてないと考えております。

以前に、安芸の漁協がシラスウナギの特別採捕の許可名義人になっております。許可名義人は許可を得て、地元の組合を中心として許可証を発行するわけなんですけど、ことしは例年よりも申し込みが多くて、その調整にもめたという話を聞いております。

◎樋口委員 その調整にもめたというのは、簡単な事態ではないはずですが、すんなりといったんですか。

◎鍋島漁業管理課長 ことしの採捕日数につきましては、内水面漁場管理委員会、海区漁業調整委員会を通して、前年度より上回らないことが条件になっております。また、許可期間を5日の減、それから採捕量も3割減の350キログラムということで、現在のウナギ

資源のことを考えてそのように調整をいたしました。その中で、安芸のほうでは希望者が多くて、その調整に漁協のやり方がまずいということで、漁協周辺で多少不満を持つ者が騒いで、警察が出動したと、そういう話を伺っております。

◎樋口委員 だから、警察が出動するという事は、単なるもめごとじゃないんですよ。あなたは最初、簡単に言うたけど、警察が出動するだけじゃなくて、罵声が飛び交って、暴力行為寸前までの事態がいっぱい起きたんですよ。そういうことは全部キャッチしてますか。

◎鍋島漁業管理課長 そういうことがあったということは、伺って後で聞きました。ただ、そういったことがありましたので、きちっとした許可を出すように、許可名義人の責任を持ってやっていただきたいと申しました。これまで、シラスウナギ特別採捕につきましても、40年以上の歴史がありますので、今までずっとそういったやり方でやる中で、多少ことについては希望者が多かったということで、採捕人者を定める段に多少漁協と希望者の間にそごがあったと。その後は、適正に58名の枠に対して58名が申請されて、現在採捕に従事していると伺っております。

◎樋口委員 深いことはまた別の機会があったら言います。やはり採捕の許可をめぐって警察が出動するなど、普通の事態と思いますか。ほかのところでは警察が採捕の許可をめぐって出動したことがここ数年間あるんですか。

◎鍋島漁業管理課長 ありません。毎年この件については方針を定めて、漁協なり許可名義人の漁協に周知しております。この中で、安芸の今回の件は例外的なことと思います。漁協に対してはこのようなことがないようにと、きちっと希望者について説明をするようにという話はしております。

◎上田委員長 それでは、以上で、水産振興部を終わります。

最後に農業振興部ですが、10分ぐらい休憩をとりますので、再開時刻は2時20分といたします。

(休憩 14時09分～14時19分)

《農業振興部》

◎上田委員長 農業振興部について行います。

〈環境農業推進課〉

◎上田委員長 「次世代施設園芸団地整備事業費」につきまして、環境農業推進課の説明を求めます。

◎味元農業振興部長 お時間をいただきまして、ありがとうございます。9月議会に引き続きまして、手間をとらせることになってしまい、まことに申しわけございません。資料

を整えまして、再度説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。お手元に次世代施設園芸団地の関係資料が3種類、それと、農業担い手育成センターについての資料がワンセット、全部で4つの資料を御準備させていただいております。次世代施設園芸団地につきまして、委員長からのお話ですので、私のほうから説明させていただきます。

それでは、補足資料の追加資料の1ページをお開きください。これと、別紙の工程表を見ながら、御説明をさせていただきます。まず、全体の今の進捗状況、それからいろんな取り込んでいくべき課題、といったものを順次項目ごとに並べておりますので、これに沿いまして御説明させていただきます。まず、資料1の基盤整備ですが、本年度は、ハウスを建てるものになる圃場の整備を中心に進めております。具体的には圃場整備、用排水路等の整備ということになりますが、平成27年3月に完了予定ということで、現在発注をして大々的に工事を進めておるといふ状況です。それから、排水機場、水の関係ですが、排水機場とパイプラインにつきましては、ことしの6月に水量の調査を行い、適地を決めております。ただ、渇水期にどういふ状況になるかということ再度調査をした上で、ゴーサインを出すということで、今、渇水期の調査をしているということですので。それにより影響がないという確信を持った後に、平成27年3月に着工をしまして、7月に完了ということ取り組んでいきたいと思っております。工程表のほうにも、その旨を記載しておりますが、先ほど御説明したような形で今後取り組んでいきたいと考えておるところです。

次に、集出荷施設、ハウス等の施設整備の関係につきましては、現在、実施設計を行っております。来々、平成27年2月の完了に向けて、今、各事業主体と具体の仕様についてどういふ形でやっていくのか詰めを行う作業をしております。変更点等につきましては、また後ほど御説明させていただきます。今後のスケジュールですが、建設工事は今年度中に発注ということで、平成27年3月に入札を行いまして、平成28年3月に完了ということ進めていきたいと思っております。栽培の開始は、平成28年8月からというスケジュールで行きたいと思っております。

それでは、集出荷施設、ハウス等の施設の概要について御説明をさせていただきます。2ページをお開きください。これは、これまでも何度か御説明を申し上げてきて、大体見ていただいたことがあるような絵だろうと思っておりますが、今までお示しをしたものよりは、今の検討状況を反映したものになっておりますので、細かいところでは少し変更が生じております。基本的なところで申しますと、それぞれ3者がこのような配置で、それぞれ1.4ヘクタールから1.5ヘクタールの高軒高のハウスを整備をするということ。それから、加温をするための施設をそれぞれ配置をする。ここも実は当初の考え方から少し変わっておりますので、また後ほど御説明いたします。あと、集出荷施設の整備もあわせてやると。大体こういう配置で取り組んでいきたいと思っております。細かいところで少し変更がありますが、大きなところでは基本的な考え方には変更はありません。

次の3ページをお開きください。具体の施設がどういうものがあって、その考え方がどう変わっていったのかということ、この資料で少し御説明をさせていただきます。施設整備費内訳と書いたところに、それぞれ温室の基礎とか温室本体ということをやっと記載しております。今回、ハウス施設、集出荷施設の具体の工事の中身をここに記載をいたしております。この中で少し変更があった部分について、取り出して御説明をさせていただきます。温室本体の内容につきましては、先ほども御説明しましたように、3者がそれぞれ1.5ヘクタール、1.4ヘクタール、1.4ヘクタールということで、全体で4.3ヘクタールのハウスを整備をするということにしています。この大きな方向は変わりませんが、当初はそれまで独立した形でそれぞれハウスをつくっていくという考え方で進んでおりましたが、3者がいろいろ研究をお互いし合いながら、よりいいものにしていこうという連携を保つということで、しかもコストをできるだけカットしたいという考え方のもとに、この3つの施設が一体化するような、仕切りを設けてやっていくけれども、施設としては一体のものになるという設計でやっていこうと現在検討を進めていると報告を受けております。

もう1点、軒高については、当初は5メートルの高さでの施設を考えておりましたが、軒高が高ければ高いほど温度の管理がしやすいということがあり、実は今回の参加企業の中から出た、「高知は非常に暑いので夏場が弱い、夏場にも出荷できることで総量を上げていこう」という考え方のもとに、「軒高を高くすることによってハウス内の温度管理をやすくしたい」ということで、軒高を1メートル高くして、6メートルで設計をやろうとしております。

それから、バイオマスボイラーにつきましては、今回の事業導入に当たり、再生可能エネルギーを活用することが条件になっておまして、木質バイオマスエネルギーの活用を考えております。その中でも具体的に申し上げますと、おが粉ボイラーを入れていきたいと考えております。当初は、やはりこれぐらいの規模のものを加温するためには、それぞれのハウスごとに2台のボイラーが必要で、それが3事業者という考え方でしたが、それぞれ1台にしたいと思っております。これは、炭酸ガス設備、燃料設備と関連いたします。ここは当然、環境制御技術を入れていくわけで、炭酸ガスの発生装置が要ります。当初はおが粉ボイラーで加温し、炭酸ガスは別のボイラーで発生をさせるという考え方でしたが、できれば加温をすることと同時に、CO₂が発生するという形であれば、より効率的じゃないか、余計な設備投資が要らないじゃないか、という考え方のもとに、いわゆる熱源を供給するだけのボイラーを1台にします。それから、CO₂を発生するボイラーと加温ボイラーとを兼ねたものを入れていくという考え方で整理をさせていただきまして、このバイオマスボイラーについては、1事業者2台を想定していたものを1台に減らし、一方で炭酸ガスの発生装置を加温装置として活用するというので、その下にLPGボイラーをそれぞれ2台入れていく形で対応したいと考えております。

それから、選果場、選果設備について、当初は、それぞれの施設ごとに選果場を1カ所構えるという計画で進んでおりましたが、今回参加する企業の2社は、ある意味非常に関連の強い企業ですので、そこについてはできるだけ合理化を図るということで、選果場、集出荷場については共用にするということで、3棟を2棟にするということでやっていきたいという計画になっております。

以上、簡単に御説明をいたしました。全体の施設の大きさとしては、高さが少し高くなりましたということと、内容については、先ほど申し上げましたような、おが粉ボイラー等の考え方を少し変更し、合理化を図って集出荷場を3カ所から2カ所にした、といったところが主な変更点になります。

また、別とじて、経営試算をお配りしておりますので、ごらんください。実はお断りをしなければなりません。今回、御提案をした数字を反映した形にはなっておりません。少し事業費が動いたりしている。最終的に事業費を固めた段階で再度試算をして、ゴーサインを出すという形になっております。ただ、全体の事業費はこれからふえるような方向にはなりませんので、大体こういう形でほぼいけるのではないかと考えております。ちなみに、それぞれの会社ごとの試算を見ていただけたらと思っておりますが、四万十みはら菜園については、初年度から若干ではありますが黒字になるという試算です。ベストグロウについては、1年目は若干の赤字ということですが、2年目以降黒字転換が可能という試算です。四万十とまとも同様に、1年目は少し厳しい状況ですが、2年目以降は黒字転換をするという試算で現在進めております。以上が、施設整備に関する説明です。

次に、また先ほどの1ページのほうに返っていただけたらと存じます。雇用の確保の関係についても議会等でも御説明を申し上げてきたところですが、大きく2つの雇用があると考えております。1つは、経営を担っていく、中心になっていく、いわゆる幹部候補生の方の採用ということで、「地域人づくり事業」を活用して、来年の2月から採用し、1年間、同様の経営をする四万十みはら菜園等で研修をし、その人材を育てていく計画であるとの報告を受けております。それから、2つ目の実際の従業員については、大体60～70名と聞いておりますが、経営を開始する直前に、ハローワーク等を通じて募集をして確保していくという方向性であると聞いております。

次に、種苗供給施設の整備については、これまで十分御説明を申し上げる機会がありませんでしたが、実はこの次世代施設園芸団地の整備に当たりましては、高品質な種苗、特に今回はトマトということですが、従来のハウスなどで作っているのとは少し違った高品質な苗を供給する必要があります。それともう1つ、国の事業の採択に当たりまして、種苗供給施設は、安定的な品質、高い品質を持ったものを供給するという条件がついておりますので、団地内あるいはその隣接地に整備をしたいということで検討を進めていたところです。これまでの経緯を少し御説明しますと、県内に幾つかある種苗生産業者に、こう

いう事情ですので四万十町に進出をいただけないかというお話を申し上げてまいりましたが、設備投資の面や技術的な面でなかなか厳しいということで、参入意向がないことを確認した経緯があります。県として、じゃあどうするかという議論の中で、ベルグアースという愛媛県の宇和島市に本社がある会社が、現在、実際に四万十みはら菜園に苗を供給している実績がありますので、そこに打診をいたしました。その過去の経緯もありまして、それぞれの事業者のほうからも、今回の供給をお願いできないかということでお話しをし、県としてもそういう方向に沿った形での打診をいたしましたところ、進出をしてもいいというお考えを示されたという状況であります。具体的に進出に当たりましては、愛媛県の会社というよりは、愛媛県の会社が出資をした高知県の会社という形で進出をするというお話をいただいております。具体的には、ベルグアースと、ベルグアースの親会社になる山口園芸というところと、まだ確定しておりませんが、新たな共同の設立主体となる今回の事業者などが出資をする形で参加をするものになると思っておりますが、その方向でこれから話を詰めていきたいと考えております。これにつきましては、4ページをお開きください。県外の企業に参入をいただき、四万十のハウスに安定的な出荷ができるということにはなりますが、ただ、やはり心配になりましたのが、県内の他の事業者に対して影響があるのではないかとということで、いろいろ確認もさせていただいたところです。4ページの表をごらんください。これまでの販売実績というのがあります。これは、今、ベルグアースが愛媛県から県内に対して供給をしている実績で、大体163万本余りとなっております。それを四万十に進出をして、じゃあどういう形になるかというのが左にあります。キュウリのように若干ふえる部分もありますが、基本的に今まで県外から入ってきていたものを、県内で生産して県内の業者に供給する、足りない部分は県外から持ってくるという形ですので、この数字を見る限りは、県内の事業者のシェアを侵食するおそれは余り高くないのではないかと判断をしました。ちなみに、ベルグアースについては、これだけではなかなか採算性がとれないということもありますので、別途、家庭園芸用の苗を生産をして、そこで採算性を向上させる計画であると聞いております。また、駐車スペースという絵の中に20台と書いてありますが、雇用も当然高知でやっていただけると聞いておりますが、従業員もやっぱり20名程度は期待はできるのではないかと、ここはまだ正直詰んでおりませんが、考えております。それから、この企業を高知に進出していただくための予算措置がどうなるかということについて、例えば、「強い農業づくり交付金」という国の事業について、県の全体の大きな枠の中でどうするかという話になってまいりますが、この活用なども含めて少し検討していきたいと考えております。あと県内の事業者に対しましても、これまでの経緯等を含めて、きちっと御説明を申し上げて御理解いただくということもやっていきたいと思っております。

おが粉製造施設の整備については、資料を添付をいたしておりませんが、先ほど

言いました、おが粉ボイラーの燃料をどう供給していくかということです。県内では、今、高知市仁井田に供給施設がありますが、遠方ですので、四万十町で供給をしていただきたいというお話をさせていただいておりましたし、四万十町の森林組合が事業主体となってやっていただけるというお話もありました。林野庁の事業が非常に有利な契約をいただけるものですので、採択に向けて、皆様の御協力をいただきながら取り組んできたところです。9月に採択をいただきましたので、平成28年の秋からの加温が必要な時期には、きっちと供給できるように整備を進めていきたいと考えております。

最後に、5ページをごらんください。少し見にくいですが、それぞれの施設の位置関係をお示ししたものです。真ん中の黄色いところで①と書いたところが、今、ハウスを整備しているところです。先ほど種苗供給施設の話申し上げましたが、これにつきましてはまだ確定ではありません。適地があれば、そこを選択したいのですが、最悪の場合には、この農業担い手育成センターの一角で②と書いてるところで場所をお貸するという形で、進出をしていただけたらと考えております。それから、四万十町森林組合が行う、おが粉燃料の関係ですが、施設の反対側で③と書いたところになりますが、ここは町有地になります。ここを念頭に置いて検討を進めていただいているとの報告を受けております。以上です。御審議をお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 非常にわかりやすくなったし、これが当たり前の姿だと思いますね。これだけのビッグプロジェクトを、当初のこれだけの資料で全体像を説明する方がおかしいと思います。これは何も課長だけを責めてるわけじゃなく、部として、議会への説明というのがどうあるべきかを考えていただきたいし、それから、午前中の議事録がここにありますが、試算表について「若干変更もあるということが考えられますので、今回は資料提出はまだ早いだろうという判断をさせていただいております。」との課長の発言がありました。そういう考え方もあるとは思いますが、やっぱり我々としたら、途中の過程でどういう考え方をしているのか知る必要もあると思いますし、その時点での情報を執行部が議会に示すというのがあるべき姿だろうと思います。それについても、また部内で協議をしていただきたいと思います。また、部長が説明された中で、種苗センターとか、木質バイオマスとか、いろいろ大きな動きがあってますよね。何と言っても、この最初に出された資料とは全然違うじゃないですか。この配置図なんかも全然違う。こういう古いものを最初に出してくるというのはいかがなものかなと思いますので、また、ぜひ部内で御議論いただきたいと思います。

◎味元農業振興部長 まことに申しわけありませんでした。そこの部分を十分、部内で議論尽くせなくて大変申しわけなく思っております。肝に銘じて、改善するように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎金子委員 このおが粉ボイラーのメリットについて、どういうものがあるのか、ペレットと比較してどうなのかという資料を、後で構わないので、またお願いします。

◎美島環境農業推進課長 若干口頭で申しますと、ペレットボイラーがキロ当たり 40 円程度とした場合に、おが粉ボイラーは 28 円と非常に安く、キロ当たりの熱量は変わりませんので、コスト的に有利であるというのが 1 点です。それともう 1 点、粉にしていますので、重油と同じような形で温度操作がやりやすいということがあって、非常に、栽培や温度管理に便利であるということが利点になっております。

◎金子委員 よくわかりましたけど、林業振興・環境部のほうでは、おが粉がどうもよろしくないという判断をされておりますので、そこら辺の県全体の調整、及び、燃料としてどうなのか調整をするよう、要請しておきます。

◎米田委員 新たに種苗施設をつくらないといけませんが、国庫補助事業を活用した場合、県の負担を大体 3 億円としてますが、どういう試算をしましたか。

◎美島環境農業推進課長 今、そのあたりを、種苗センターと話を詰めているところですが、できれば、国庫補助事業なんかも活用したいということで、国のほうとも協議をしているところです。

◎笹岡農業振興副部長 国庫補助事業につきましては、補助率 2 分の 1 です。

◎米田委員 そしたら、県負担はなくて、事業者負担ということですか。

◎笹岡農業振興副部長 その点につきましては、まだ建設前の段階ですので、今、総務部サイドと検討・協議が必要と考えております。今のところ県の継ぎ足しというところについては不明です。

◎米田委員 事業費が 32 億円と、物すごい大規模プロジェクトになるのですが、この 3 ページの一覧表の概要にあるように、軒高 6 メートルに上げてても事業費は変わらないと理解していいですか。

◎美島環境農業推進課長 償却費の中に反映されております。ただ、償却後早期に、県と国の補助率を補助金分を除いた形で償却をとっておりますので大丈夫です。

◎弘田副委員長 種苗施設について、先ほどの部長の説明では、高知の会社と言われてまして、新しく法人になると思いますが、高知に本社がある会社と理解して構いませんか。

◎味元農業振興部長 はい。基本的にはそういう考え方で、話を進めております。

◎米田委員 施設整備の事業とかは、県内事業所がやれる工事になりますよね。そんなに技術上の差がないから。

◎美島環境農業推進課長 これから入札をかけていくことになりますのが、県内では大きな工事ができる能力のあるところは少ないとは思いますが、したがって、県外も含めて募集をかけ、入札にも参加していただくような形にはなろうかと思ってます。ただ、県内業者も、そういう中に入ってやれると思います。

◎武石委員 この絵を見て思うのは、管理棟はどこにありますか。

◎小松環境農業推進課長補佐 管理棟につきましては、その図面の中の集出荷施設というのがありますが、この中に管理棟を併設するような形になります。

◎武石委員 制御システムは間仕切りをしているので、やっぱりこれはそれぞれに3つ要るといえることですか。

◎小松環境農業推進課長補佐 現在の計画では、オランダ型の統合環境制御装置のコンピューターを導入するようにはしております。その親になる部分は3者が共用して、子機をそれぞれ配置して集中管理できるような形にしようと考えています。

◎武石委員 それもある程度コストダウンになりますよね。

◎小松環境農業推進課長補佐 そうです。

◎武石委員 それと、この経営試算表について、恐らくこの試算表に出てこない、初年度とか2年度の資金繰りは、トマトを売った収益が入るまでの期間の持ち出しが各経営体に大きな負担となると思います。その中で四万十みはら菜園で幹部候補生の研修を始めるということで、その費用は当然経営体が負担するものだと思いますが、その確認と、それから運転資金的なものに対して、県からどういうアドバイスをしているのか、あるいは何か補助をできるのかどうか、その辺の考え方を聞かせてください。

◎美島環境農業推進課長 幹部候補生の研修につきましては、雇用労働政策課の事業を活用して、この2月から8名、四万十とまとが4名、四万十みはら菜園とベストグロウが2名ずつ、四万十みはら菜園のほうで研修するようにはしています。そのときには、研修する側の費用もありますけれども、研修を受ける側、要は雇用して研修という形をとりますので、年間で216万円ぐらいの費用が出ますので、1年間は研修していくという形をとっております。運転資金については、農林金融公庫、信用金庫、四国銀行、それぞれ3者によっていろいろありますけれども、以前から銀行、融資先と協議しながら計画をつくって、融資を受けるような形でやっていくようにはしております。

◎上田委員長 他にございませんか。

そしたら、次世代施設園芸団地の関係については、これで終了いたします。

続いて、農業担い手育成センターについて、環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 農業担い手育成センターの追加資料の1枚目をごらんください。ポンチ絵が載っておりますが、農業担い手育成センターの整備について書いております。本県農業の活性化に向けた課題というのが上のほうにあります。中に3項目ほど課題が書いてあります。新規就農者の確保・育成、先進技術を習得した農業者の育成、先進技術指導者の育成の3点を目標に、農業担い手育成センターを整備するということによってつくっております。真ん中に農業担い手育成センターの機能がありますが、左側、農業担い手育成センターの機能について黄色の部分をごらんください。1つ目の新規就農者の育成拠点の

機能について、ことしから、新規就農者の窓口である「こうちアグリスクール」の高知会場なども構えました。就農相談等で希望のあった方を、今年度から都会のほうへ行って募集してくるような取り組みも始めておりますが、農業担い手育成センターからの募集、それから産地からの募集、そういった方をこの農業担い手育成センターへ受け込んで、基礎研修、実践研修、先進技術の研修等を研修生の就農支援ということで行い、農業担い手育成センターで基礎を学んで、産地の篤農家や指導農業者のところへ入って、研修して就農していく、技術のある人は直接就農していくというような流れになっております。基礎研修、新規就農育成のほうで今回強化するのは、研修生の受け入れ枠の拡大です。農業大学校研修課のころは20名でしたが、20名規模の長期研修施設を新たに建てて40名規模にしていきます。研修内容の充実、強化ですが、産地からここに送り込んでくる場合、基礎研修を短期にやってもらって返してもらいたいという要望もありますので、3カ月とか6カ月の短期コースを新設しました。それから、栽培技術、経営管理の基礎研修については、経営アドバイザーや技術アドバイザー等の外部講師を活用してやっていきます。1月にはオランダの次世代型の環境整備技術の講師を呼んで、ここで研修するようにしております。それから、先進技術の実践研修について、基礎の部分も当然やりますけれども、就農を目指す以前から一定、環境制御技術などについての考え方・技術を理解してもらうという形で組んでおります。研修終了後のスムーズな就農支援については、農業担い手育成センターのほうへ、担当者を東側と西側、それぞれ2名、チーフ含めて3名体制で組んで、各市町村、JA、各産地との連携を強化することにしております。

それから、2つ目の先進技術の実証・普及拠点の機能について、意欲的な農業者・指導者の学びの場ということで、先進技術を「見て、学んで、感じる場」のポイントとして4つ掲げております。先進技術や経営管理能力の向上ということで、先進技術の栽培実証。新規就農者部門と育成部門が一体となって運営する、先進技術・経営技術セミナーの開催。研修後も意欲的な農業者や、篤農家、農業法人などが、新しい技術の情報交換を行う、相互研さんの場の充実。これは、技術指導者の育成ということで、普及指導員、JA営農指導員も対象にしております。

ページ下の右のほうに、「農家とともに成長」とありますが、これは、それぞれの農家が個々の職員とともに、一緒に技術実証などもやっていながら学んでいくという形をとっていきたいということです。「現場では実証できない先進技術」とは、新しい技術にはやはりリスクが伴い、農家の圃場でやるにはある一定のレベルまで正確性を上げてないといけませんので、農家レベルではまだちょっと早いかなというような技術をやっていくということで、ここで見て学んでもらう。ここで納得した農家がそれぞれ産地へ帰って普及指導員、営農指導員と一緒にその産地で実証し、周りへ普及するというのをやっております。これにより、技術を一挙に普及させて収量を倍増するというのが、先進技術の実証・

普及拠点としての柱の部分です。

続いて、2ページ目をお願いします。農業担い手育成センターのさらなる強化について、「第1期」としては、平成26年4月に、環境保全型畑作振興センターと農業大学校研修課の資源を集中し、新規就農者の育成部分を先行してスタートいたしました。今回、山間試験室の廃止等で御報告した「第2期」は、平成27年4月からということで、特に、新施設園芸システム等先進技術の総合技術実証、有望品目の多収技術等の中山間農業技術の実証、技術・経営セミナーの開催等による先進技術の情報発信・技術指導者の養成といった部分を充実させ、山間試験室の機能を1つの資源とし集約して、機能強化していきたいと考えております。下のほうには、それぞれの現在の状況、取り組み等が書いております。

3ページ目をお願いいたします。先ほどありました、次世代施設園芸モデル団地が左上にあります。農業担い手育成センターの敷地が赤で囲っている部分になります。

4ページをお願いします。農業担い手育成センターの建設工事の工程表です。自然農場時代の古い施設などの解体工事を、現在実施しているところです。既存ハウスの解体工事は、現在、四万十町の営農支援センターの30アール程度のハウスが建っており、今後、これを解体していくという計画になっております。既存建物の修繕工事については、先ほどお願いした繰り越しに係る部分ですが、承認いただければ、実施設計の契約を1月中旬、5月中旬に完了という計画で進めていきたいと思っております。その施工管理については7月上旬に契約、1月中旬に完了させ、工事の実施を同じく1月中旬完了予定で進めていきたいと考えております。長期研修用の宿泊施設は、CLT工法により、大臣認定が必要となるので、構造設計、意匠設計、設備設計、地質調査を年度内に終わらせて、工事を平成27年6月上旬から開始し、平成28年2月下旬までには完成させる予定で進めております。先進技術の研修、実証ハウスは、高軒高を含めて建設しておりますが、今年度中には終わらせる予定で進めております。

農業担い手育成センターの概要につきましては、以上です。

◎原農業振興副部長 5ページをお開きください。山間試験室の跡地活用について、私のほうから説明させていただきます。株式会社大豊ゆとりファームを中心とした中山間地域の活性化モデルということでポンチ絵を示しております。この大豊ゆとりファームは、平成8年に設立をした大豊町出資の第三セクターの株式会社で、地域の農業、農地を守り、地域の活性化を図っていくことを目的としています。現在、ふるさと雇用を活用いたしまして、地域の農地を守っていくということに取り組んでいます。農作業受託として、水稻の作業受託、ユズ、ゼンマイの収穫、加工という作業受託の事業をやっています。また、直販事業で、「ふるさと生産組合」の運営、直販所の運営、庭先集荷の事業、アンテナショップやインショップへの出荷、といった事業にも取り組んでおり、高齢者の生きがい、現金収入の増加につなげるという取り組みをしています。複合経営体を運営していく上で、

収益の増加による経営の安定というのは必ず重要になってこようかと思いますが、大豊ゆとりファームでは、自社で農地を借り受けて生産し、それを販売するという事業を行っております。水稻では棚田米、野菜ではクールベジタブルということで、竹炭を土壌に施用して、環境に配慮する取り組みというブランドで生産・販売をしております。薬草ということで、ミシマサイコ、サンショウ、また、碁石茶の生産・加工という事業も実施しております。担い手の育成については、地域農業の担い手である研修生や将来の就農をしていただける方を受け入れて自社で育成をしており、就農希望者に対するマッチングもしております。

それから、今後新たに取り組みたいということで考えておられるのが、先進技術の実証、有望品目の試作ということです。山間試験室の機能が農業担い手育成センターへ移管されます。そこで確立された技術や有望な作物を、いち早くここで実証・試作しながら地域へ普及していくという事業にも取り組んでいきたいということで、現在、大豊ゆとりファームが中山間複合経営拠点としての事業を計画しているところです。いずれも現在の大豊ゆとりファームの事業を拡充するとともに、新たなことにも取り組むということです。それぞれの施設の整備、あるいは機械等の導入もこれから必要となってこようかと思えます。そういった面で、計画づくりも含めてのソフト、先ほど申し上げました機械の導入などのハード、両方の支援をこれから県としても取り組んでいきたい、支援をしていきたいと考えております。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

◎西森（雅）委員 新規就農者について、女性の進出ということも十分考えられると思いますが、そのあたりはどういうお考えなのかお聞きします。

◎美島環境農業推進課長 現在はおりませんが、平成15年から平成25年まで、162人のうち31名が女性でした。今後、新しい施設も完成しますので、寮を1階、2階に分けるなどし、また、自営就農だけではなくて、農業法人等の技術者等の雇用就農という道もあることなどをアピールしながら、女性に対する募集を強化していきたいと考えております。

◎西森（雅）委員 宿泊施設といったものは、やっぱり女性に配慮した形になってるのでしょうか。

◎美島環境農業推進課長 今の設計の段階で、そういった要望も入れながらいろいろやっております。

◎西森（雅）委員 今、数字教えていただきましたら、5分の1ぐらいが女性ということですので、配慮しながら進めていっていただきたいと思えます。

◎上田委員長 いろいろやってますと言いますが、もうちょっと具体的に答弁するようにしてください。

◎依光委員 資料5ページにある、中山間地域の「先進技術の実証と有望品目の試作」に

については重要な部分だと思っておりますが、これは、有望だから大豊ゆとりファームにお願いするのか、それとも、大豊ゆとりファームのほうがこういうものをつくりたいと言って訪ねていくのか、どちらですか。関係性の問題なんです、廃止するというのなら、やっぱり、ここの機能はとても重要なので、「やってくれ」とお願いしていくことも必要だと思いますが、その辺の考え方はどうですか。

◎原農業振興副部長 まさにそういうふうに考えております。実証を支援するというところで、技術的な支援もそうですけれども、それにかかわる資材といったものについても一定支援をしながらやっていく形をとりたいと思っております。まだ具体的に予算化はしてないですけれども、そういう方向で検討していきたいと思っております。

◎依光委員 好意的に見れば、大豊ゆとりファームには若手もいる、高齢の方もいるということで、複合経営の中でやれて、どういうものがあるかというところをお互いに意見交換できるということですね。実際、今まで、新しい産品をやってみたいということをお豊ゆとりファームのほうから言ってきたのであれば、またそれも研究してもらって、実際にその所得につながるような、時代に合わせて多分品目も変わってくると思うので、そこら辺の機能はしっかり残して、委託というような形をお願いすることも含めて検討していただきたいと思っております。

◎原農業振興副部長 貴重な御意見をいただきました。そういう方向で検討していきたいと思っております。

◎米田委員 率直に言って、山間試験室を廃止すべきなのかという思いと、農業担い手育成センターでそういう機能が十分果たされるのかという不安は払拭できないので、指摘をしておきたいと思っております。中山間農業をどうするかということが県政上の重要な課題というのであれば、そういう組織も残して、なおかつ充実すべきところは充実させるということのほうが名実ともに、県政上の進むべき道ではないかと思っております。

佐竹委員も言われたように、議会に先に報告して検討されるのはいいが、廃止を決めてからではなくて、やっぱり中山間対策本部できちんと議論をして、結論を慎重に出していただきたいと思っております。大豊ゆとりファームのこの拠点づくりは、山間試験室が廃止になるから、そこで、という意味合いだと思っておりますよ。取り組み自体は、非常に積極的に地域の方や農業者の方、ファームの方が一生懸命やっているわけで、それはいいとしても、たまたま中山間試験室が廃止になって1つの複合経営拠点できたから、実証・人材づくりをしながら、組織を全県に広げていくということ、農業担い手育成センターでやれるのかについては非常に不安を持っています。今後やっていかないかので、どこでやるか、どういうふうにやっていくかということについて、意見があれば聞かせてください。

◎味元農業振興部長 今回、山間試験室を廃止して、農業担い手育成センターのほうに機能を集約をさせる形で発展させていきたいということですが、限られた資源の中で、それ

を最大限にどう活用していくかという視点だという御理解をいただけたらと思います。やはり、いろんな仕組みを変えていく中では、一長一短、マイナスの面も当然出てくると思います。委員の御指摘のとおり、例えば、山間試験室を廃止することによってマイナスの面が出てくるということは否定はできないと思います。ただ、トータルとして見た機能がどうなるかという視点でいけば、やはり、農業担い手育成センターのほうに一定機能をきちっと集約をしてやっていくということが、県全体として考えた場合にはメリットが大きいだろうと思って判断をしたということが1つあります。

それとあわせて、ただ、マイナスの部分はそのまま放置していいかというのと、必ずしもそうではないと思いますので、その部分をどう補っていくかという中で、複合経営拠点について、最後に御説明いたしました。この考え方は、単に経営体として独立採算でうまくやっていけばいいというものではなく、地域の農業をどうサポートしていくかという拠点であり、独立採算で経営を維持しながら、人を確保しながら、その力をもって地域の農業を支えていく仕組みであると考えていますので、そういうところで十分マイナスの部分については補完ができるのではないかと考えております。

これをどう広げていくかという話ですが、まさに中山間地域対策課のほうが進めている集落活動センターの考え方と基本的に同じようなことだと思っております。今回、大豊ゆとりファームが例に出ておりますけども、例えば嶺北にあるれいほく未来も、同じような趣旨で立ち上げております。ただ、れいほく未来もまだ完璧なものではありませんので、支援をしながら、地域の農業を維持していくための仕組みをつくり上げていかなければいけないと思い、当然私どもとしては同時にやっていきます。それからそれ以外にも、まだああいふ形にはなっておりませんが、この考え方に賛同して、ぜひそういう取り組みをしてみたいというところが幾つもあります。ですから、そういうところについては国の事業を取り入れながら、どういう形でそういう仕組みをつくっていくのかということも議論して、県下にこういう考え方を広げていきたいと考えております。今回は、山間試験室の跡地の話がありましたので、大豊ゆとりファームだけがクローズアップされておりますが、考え方としては、これも1つ、それから、れいほく未来も1つ、それ以外の地域においても同様のものをつくっていくという形で、広げていきたいと考えております。

◎金子委員 新規研修終了後のスムーズな就農支援について、農地や住居等の情報収集が鍵になると思います。少し話題が異なるかもしれませんが、農地中間管理機構が一生懸命努力し、1回、2回と公募を募っても、8%ぐらいしか用地の貸し手がないということで、農協のOBやベテランをまた配置して11月からという記事がありました。260ヘクタール借り手があるが、貸し手は20ヘクタールしかないというのは、異常な世界だと思うんですよ。借りたい人はいろんな説明会に出るけれども、貸してもいいかなと思う人は積極的に動かないわけですよ。そしたら本当に信頼を得た人が、1戸1戸「こういう制度ですよ」、

「貸し料も入るし、国からの協力金も入りますよ」と、つぶしていかないと、恐らく今回も4人ぐらい配置して回っても、成果が出てくるのが遅いと思うんですが。まず、その農地をどう確保するかを積極的に取り組んでいただきたいと思いますけど、その辺、いかがお考えでしょうか。

◎笹岡農業振興副部長 私は、立場上、県の農業公社の理事長で、農地中間管理機構の責任者ということになっておりますので、私のほうからお答えします。受け手の応募については、264ヘクタールありまして、その出し手は20ヘクタール余りということで、確かに金子委員のおっしゃるとおりです。マッチングについては、まだ0.25ヘクタールということで、ほとんどマッチングできてないという状況が実態です。そのあたりにつきましては、やっぱり周知不足というところも反省として否めないところですので、引き続き一生懸命やっていますとしか言えません。

それと、推進員ということでJAの営農指導員のOBや農業共済組合のOBの方々に御協力いただいて、今、県内で5名、農業公社、中間管理機構の雇用をして取り組んでおるところです。安芸、須崎、四万十、幡多で、まだまだ人材は探しておりまして、どんどんそういう方々も配置してやっていくという思いです。何よりも、地元の農業者の方々に精通している役場の職員、農業委員、JAの皆さんの御協力も非常に必要で、とにかく足で稼ぐということで、直接対面で、「何とか農地出してくれ」というところに持っていけるように頑張っていますので、ひとつ応援よろしくをお願いします。

◎金子委員 田舎の農地の所有者などには用地交渉するぐらいの覚悟でいかなないとなかなか進みにくいという実態があるので、本当に個別で行くくらいやらないと進まない。場合によっては、管理機構や県が借り受けてから新規就農者に提供する、ストックをしておく、というあらゆる形をやっていただいて、就農者になるべく多くなるように支援を積極的にやっていただきたい、と要望しておきます。

◎武石委員 農業担い手育成センターの長期研修宿泊施設はCLTでやるという予定で、これも知事がそういう思いでどんと打ち出しておられるというのもよく理解するんですが、我々も、高知おおとよ製材のCLTの寮を見に行きましたけど、余りいいものとは思えませんね。モルタル塗りで、コストも高いし、何かまだちょっと発展途上じゃないかなという気がします。、CLTをある程度知る人の話も聞いたら、結構、遮音性とかにも課題があるらしくて、床をドンと踏んだときの音というのは、床だけじゃなくて壁にも伝わっていき、床下の部屋への影響だけじゃなくて、やはり側面の部屋にも伝わっていくということも専門の建築家からお聞きしたんです。それで、高知おおとよ製材のケースを聞いてみると、あそこは床にコンクリートスラブを打ってるらしいですね。コンクリートスラブを打たないとそれが課題解決できないんだったら、東京オリンピックの宿舎に使って、その後解体して学校施設なんかを持っていくという、知事がおっしゃる話にもならないと思う

んです。それを大野林業振興・環境部長にもぶつけてみたんですけど、それはそれでやり方はあります、という話でした。質問じゃないですが、CLTありきというよりも、在来工法で木材を使う、県産材を使うということもやっぱり選択肢の1つには置いとっていただきたいなという気はします。モルタルで塗ったCLTみたいなものがここに建ったことを思うと、何かちょっとぞっとするし、この絵のようなイメージで仕上がらないような気がするんです。その辺も検討課題としていただくようお願いしておきます。

それともう1つは会議室ですね。会議室も当然要ると思うんですけど、かんぼセンターの会議室もありますけど、課長もよく御存じのように、大体あの辺で会議をするといったら、クライנגルテンの会議室みたいなところを使ったりもするんですけど、そういう会議室の機能もつくられるんだろうと思いますが、それも含めて、CLTがいいのかどうか、御検討いただきたいと思います。

◎上田委員長 それでは、農業担い手育成センターについては、これで質疑を終わります。

◎樋口委員 さっき新規就農者の話が出たんですけど、実はこの夏の台風で被災農家交付金が国から来たんですけど、その新規就農者は大体、借地・借ハウスが多いわけですね。一番体力の弱い新規就農者にこの交付金が適用できないという国の方針があるわけです。これは何とか直してもらわないと、台風で対処ができない一番弱体の新規就農者が廃退していくしかないんですね。現実には安芸などでもあったんですけど、金が全然ない中でやってるんだから、損害受けても何もできない、つまり、やめなければならないというケースが以前から何年も続いてるんです。平成27年度から別の予算がつくけど、それは本体であって被覆材じゃないですよ。現実にはこういうのが何回も繰り返されて、交付金を国がせっかक्तくってくれても、そのような新しい体力のない農家には交付できないという現状について何とか対処できないですか。

◎味元農業振興部長 台風を含めて災害が多発をしたことで、今、委員がおっしゃられたようなさまざまな課題が出たということはお聞きをしております。そういうことで、できるだけ負担が少なくできるような方法はないかということ、内部でいろいろ議論をしておいた経緯があります。その中で、国のほうも、やはり問題意識を持っていただいたように、いわゆる国の共済制度で、従来の補償率を引き上げて、一定古い部分についても最低5割ぐらいの補償はしましょう、対象にしましょうという制度改正もなされています。ですから、国の事業が適用できればそれに乗っかるというのが前提になりますが、仮にそれがないとしても、同じような制度を県で独自に構えて、できるだけ復旧が速やかにいくような枠組みを、来年度予算に向けて検討しているところです。

◎樋口委員 それは被覆材を除くんでしょ。

◎味元農業振興部長 被覆材は考えておりません。ただ、被覆材につきましては、これも共済で掛ければ、耐用年数との関係もありますが、やはり一定その辺の補償はできると

考えております。

◎樋口委員 安芸などが全国トップクラスで、いわゆる天敵農業、減農薬、I P Mで進んでいるんですが、普及率の高いところには、平成26年度からI P Mの補助金をなくしてますよね。I P Mの補助金があつてはずみがついて、そしてそれがその補助金によってキープされている部分があるわけですよ。やはり、高知県を全国的にI P Mのトップランナーとするんだったら、やっぱりそういう補助を継続して、「いつまでも県はお前たちを支援するぞ」という姿勢を見せていかなきゃ、農家は困ってますよ。

それからもう1つ農家が困っているのは、この天敵栽培は限界がもう見えてるんです。もうある程度までは進んだけど、これ以上やってもやはり、天敵だけではなかなか虫に対処できないという部分は出ているんです。その中で、個々の農家が一生懸命工夫しているのに、県が補助金をなくして、「もうあなたたちは一人前だからやりなさい」というような態度に出るのは、県の農業の基本姿勢としてどうかと思うんですが、部長、どう思いますか。私はこれは続けるべきだと思うんですよ。

◎味元農業振興部長 I P Mの支援事業の立ち上げについては、そもそも、普及をするに当たっての一定のリスクや、ちゅうちょがそれぞれの農業者にあると思うので、リスク回避の部分も含めて、少し背中を押して、「試しに入れてみてくれよ」という趣旨の補助金だと思います。今回、対象から外れておりますのは、例えばナスとかになろうと思いますけども、その普及率はもうほぼ9割を超えた状況になっておりますので、ある意味もう標準になっています。ですから、先ほど言いました趣旨からいくと、この部分については、もう支援の手は放そうじゃないかと。ただ、例えばニラとかいった、これからまだまだリスクを伴いながら普及していかなければならない部分については、引き続き支援をしていきたいと思います。一定リスクを負いながらも導入していただくことによって検証し、より技術を確立していくという制度の趣旨からいけば、そういう整理をさせていただいているということですよ。

◎樋口委員 過去のいきさつは何回も聞いてわかってるんです。I P Mが限界で、農薬をどんどん入れないといけないところまで来ている、そういうときにどうやって支援をするのか、別の新しいI P M農法ということも視野に入れてやるべきじゃないですか、という質問ですよ。

◎味元農業振興部長 委員がおっしゃるところがどの部分かというのを特定しないといけないと思いますが、リスクについても、先ほど申しましたような趣旨に合っている部分があるとすれば、当然検討していく必要があると思います。しかし、先ほど言いました、今回支援をやめた部分というのは、ナスとか、ある程度普及をしてほぼ標準化したと思われる部分については対象から外すという考え方ですので、その標準化をしてないという部分であれば、その部分については、当然、引き続き私どもとしてはやっていくつもりで

すし、検討の余地はあろうかと思えます。

◎上田委員長 よろしいですか。質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

【採決】

◎上田委員長 これより採決を行います。今回は議案数7件で、予算議案1件、その他条例議案6件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号「高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第21号「高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第21号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第22号「高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第22号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号「高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第34号「県有財産(機械設備)の取得に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第 34 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 35 号「県有財産（機械設備）の取得に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第 35 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

【意見書】

◎上田委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案 1 件が提出されております。「地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対する意見書(案)」が、日本共産党、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配付をしております。意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは、小休にしますので、御意見をお願いいたします。

(小休)

◎ 自民党として、前回は乗らなかったんですが、実際に先送りという方針がもう政府のほうに出されてますので、今回は出さずにといいことでお願いしたいと思います。

◎ 議会に陳情書出てるしね。それから、知事も 10 月の全国知事会で提言もしているの、ぜひ今の時期にどうか、重ねてお願いをします。不一致なら不一致で。

◎上田委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わりにして、議会運営委員会に差し戻すことといたします。

それでは、以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日の委員会は休会としまして、来週 22 日、月曜日の 10 時から、委員長報告の取りまとめなどを行いますので、よろしくお願いいたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(15 時 38 分閉会)